

## 令和3年度決算審査特別委員会（第5回）

令和4年9月13日（火曜日）午前 10時00分開会

### ○付託案件

- 認定第1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について  
認定第7号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. その他

### ○出席委員（16名）

委員長	平松俊一	副委員長	若山雅行
委員	横田有一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	江口勝幸
委員	川上弘一	委員	青山金助

### ○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

### ○出席説明員（7名）

農業委員会事務局長	赤石旭	農林水産課長	村上宏樹
商工労働観光課長	磯場嘉和	土木課長	笠原泰之
都市住宅課長	川島篤実	上下水道課長	池田晃

### ○本会議の書記

事務局 局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	三浦蒼生		

午前 10時00分 開会

○平松委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、令和3年度決算審査特別委員会第5回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

各課の聞き取り調査を始める前に、発言取消し申出の件を議題といたします。

子育て支援課長から、9月12日の会議における田村敏郎委員からの学童保育クラブについての質疑に対する答弁中の発言について、議会運営例規第104項の規定により、お手元に配付のとおり、発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

この発言取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 異議なしと認めます。

よって、子育て支援課長からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

併せて、田村委員の再質問も削除することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 異議なしと認めます。

子育て支援課長より、発言の申出がありますので、これを許します。

子育て支援課長。

○川崎子育て支援課長 ただいま発言の取消し申出の件につきまして許可をいただき誠にありがとうございます。

このたびの申出につきましては、私の不適切な発言によるものであり、議員の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

これからも職務、職責に精励してまいりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○平松委員長 暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前11時00分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたしま

す。

本日は、農業委員会、農林水産課、商工労働観光課、土木課、都市住宅課、下水道課の予定です。

それでは、各課の聞き取りを行います。

初めに、農業委員会の審査を行います。

農業委員会事務局長、御苦労さまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。お願いいたします。

農業委員会事務局長。

○赤石農業委員会事務局長 それでは、令和3年度決算、農業委員会関係分の概要について説明させていただきます。

一般会計において、農業委員会の業務は、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費のみであります。

それでは、1目農業委員会費の決算状況について説明させていただきます。決算審査共通様式ナンバー1となります。

一般会計、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の当初予算額は851万7,000円で、補正予算額は48万9,000円、支出済額は890万3,333円であります。不用額は10万2,667円となっております、執行率は98.9%となっております。詳細につきましては記載のとおりとなっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ありがとうございます。

質疑を終わります。

以上で、農業委員会に対する審査を終了します。

農業委員会事務局長、御苦労さまでした。

次に、農林水産課の審査を行います。

農林水産課長、御苦労さまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いし

ます。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、農林水産課長、お願いします。

農林水産課長。

**○村上農林水産課長** それでは、農林水産課所管の令和3年度決算を共通様式に従って説明させていただきます。

共通様式ナンバー1、事業決算名、農業総務費になります。事業の目的は、主に各種協議会に対する負担金の支出を目的としているものでございます。当初予算額54万5,000円、補正予算額マイナス8,000円、予算現額53万7,000円、支出済額53万4,384円、不用額2,616円、執行率99.5%となっております。

歳入、歳出の具体的な内容は記載のとおりです。

次に、共通様式ナンバー2、事業決算名、農政公用車管理費になります。事業の目的は、農政用務に係る公用車管理費であり、当初予算額29万3,000円、補正予算額マイナス5万8,000円、予算現額23万5,000円、支出済額19万9,388円、不用額4万4,062円、執行率81.3%となっております。

歳入はなし、歳出の具体的な内容は記載のとおりです。

次に、共通様式ナンバー3、事業決算名、農業支援対策事業費になります。事業目的は、農業及び農村振興に係る事業を推進することを目的としているもので、当初予算額352万5,000円、補正予算額540万円、予算現額892万5,000円、支出済額888万5,078円、不用額3万9,922円、執行率99.6%となっております。

歳入、歳出の具体的な内容は記載のとおりです。

次に、共通様式ナンバー4、事業決算名、経営所得安定対策推進事業費になります。この事業目的は、経営所得安定対策に係る事務の円滑

な実施のため、業務を推進する国策の補助事業でございます。当初予算額493万6,000円、補正予算額マイナス6万4,000円、予算現額487万2,000円、支出済額474万4,448円、不用額12万7,552円、執行率97.4%となっております。

歳入、歳出の具体的な内容は記載のとおりです。

次に、共通様式ナンバー5、事業決算名、土地改良総務費になります。ここでは、土地改良事業全般を円滑に推進するためのもので、当初予算額39万1,000円、補正予算額6,959万8,000円、予算現額6,998万9,000円、支出済額6,998万8,084円、不用額916円、執行率100%となっております。

歳入、歳出の具体的な内容は記載のとおりです。

次に、共通様式ナンバー6、事業決算名、農業施設維持管理費でございます。この事業目的は、農業用施設の適正な維持管理を行うもので、当初予算額47万4,000円、補正予算額マイナス5万2,000円、予算現額42万2,000円、支出済額42万1,912円、不用額88円、執行率100%となっております。

歳入、歳出の具体的な内容は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー7、事業決算名、国営農業基盤整備事業費でございます。この事業目的は、国営農業基盤整備事業の円滑な推進を図るもので、当初予算額79万2,000円、補正予算額マイナス2万1,000円、予算現額77万1,000円、支出済額77万9,377円、不用額63円、執行率100%となっております。

歳入歳出の具体的な内容は記載のとおりです。

次に、共通様式ナンバー8、事業決算名、道営農業基盤整備事業費になります。この事業目的は、道営農業基盤整備事業の円滑な推進を図るためのもので、当初予算25万円、補正予算額708万9,000円、予算現額733万9,000円、支出済額718万6,533円で、不用

額15万8,347円、執行率97.8%となっております。

歳入、歳出の具体的な内容は記載のとおりです。

次に、共通様式ナンバー9、事業決算名、土地改良公用車管理費でございます。土地改良事業の円滑な推進のため、公用車の維持管理に係るものでございます。当初予算額18万5,000円、補正予算額マイナス3万1,000円、予算現額15万400円、支出済額12万8,152円、不用額2万5,848円、執行率83.2%となっております。

歳入はなし、歳出は、具体的な内容は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー10、事業決算名、城岱牧場運営費でございます。城岱牧場監視舎の適正、円滑な維持管理運営費に係るものでございます。当初予算額1,031万円、補正予算額マイナス81万3,000円、予算需要額58万1,000円、予算現額1,007万8,000円、支出済額99万9,371円、不用額8万4,282円、執行率99.2%となっております。

歳入、歳出の具体的な内容は記載のとおりですが、予備費より使用料及び賃借料へ58万1,000円充当してございます。これは、13節使用料及び賃借料の予備費充当の経費でございますが、城岱牧場では6月中旬以降、牧草管理として、トラクターで牧草刈りをしてございますが、草刈り作業をしていたところ、トラクターのPTO部品、いわゆる作業機械の動力として取り出す機構が作動しない事象が発生いたしました。内部品の欠けにより油圧が上がらないという不具合になりまして、修理期間は1か月程度を見込むということになりました。トラクターの使用不可能な状況では草刈り作業ができませんので、草刈り作業が遅れるほど牧草の生育に影響が出るということから、予備費の対応として早急に借り上げを行ってものがございます。

次に、共通様式ナンバー11、事業決算名、町営牧場作業車管理費でございます。当初予算

170万6,000円、補正予算額81万4,000円、予算現額は985万円で、支出済額は236万4,676円、翌年度繰越額148万円、不用額は5,324円となっており、執行率は99.8%です。

歳入はなし、歳出の具体的な内容は記載のとおりですか、17節備品購入費に翌年度繰越額748万円があります。先ほど申し上げました別のトラクターでございますが、エンジンが不動となる故障があり、修繕費用の見積りが多額となったため、検討の結果、次年度に新規購入を予定しましたが、新型コロナウイルスの影響により、発注から納品までの期間に長期間を要することが想定されたことから、令和4年1月の臨時会にて予算を補正させていただき、令和3年度中に契約させていただいたところです。

なお、このトラクターにつきましては、令和4年5月に納品され、現在使用させていただいております。

次に、項が変わり、林業費となります。

共通様式ナンバー12、事業決算名、林業費でございます。この事業目的は、林務行政の円滑な推進のためのもので、当初予算2,175万2,000円、補正予算額マイナス350万3,000円、予算現額1,824万9,000円、支出済額1,711万1,890円、不用額113万7,110円、執行率93.8%となっております。

次に、共通様式ナンバー13、事業決算名、町有林整備費になります。この事業目的は、町有林の整備促進を図るためのもので、当初予算額2,109万4,000円、補正予算額マイナス519万円、予算現額1,671万4,000円、支出済額1,671万3,500円、不用額500円、執行率100%となっております。

なお、委託料から負担金、補助及び交付金へ1,000円の流用となっております。

歳入、歳出の具体的な内容は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー14、事業決算名、水産業費でございます。この事業目的は、内水

面漁業振興を目的として執行しており、当初予算額は8万9,000円、支出済額は8万3,050円、不用額は5,950円となっており、執行率は93.3%です。

歳入はなし、歳出の具体的な内容は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー15、事業決算名、農業等災害復旧事業費になります。当初予算額は50万円、補正予算額はマイナス5,000円、支出済額49万5,000円、不用額ゼロ円、執行率は100%となります。

次に、様式2、予算流用及び予備費充用の状況、ナンバー1になります。

1段目でございますが、町営城岱牧場運営費、維持管理を図るため、先ほど申しあげました13節使用料及び賃借料、重機借上料として予備費より58万1,000円充用してございます。

2段目、3段目でございますが、事業決算名、農道等災害復旧事業になります。先ほど申しあげました12節委託料及び13節使用料及び賃借料から12万5,000円を流用、15節原材料から12万円を流用しております。

次に、様式3、収入未済の状況、ナンバー1になります。

初めに、1段目ですが、ここでは滞納繰越分となります。生活困窮により収入額が非常に少ない状態ですが、引き続き納付を要請してまいりたいと考えてございます。北海道農業開発公社から借り受けた肉用牛の事故賠償金と売払分となっております。

20款5項4目雑入、公社貸付肉用牛事故賠償金1件の合計調定額8万3,239円に対し、収入額計3万6,000円、収入未済額4万7,329円となっております。なお、未済に係る具体的な理由といたしましては、生活困窮による分割納付となっております。

次に、16款2項2目でございます。物品売払収入、貸付肉用牛売払収入4件の合計調定額101万7,071円に対し、収入額計3万6,000円、収入未済額98万1,071円となっております。

なお、未済に係る具体的な理由といたしまし

ては、前段同様、生活困窮による分納となっております。

続きまして、様式3、収入未済額の状況、ナンバー2になります。国営土地改良事業受益者負担金になりますが、下段の滞納繰越分6件、367万4,586円の納付がありましたが、先ほど同様、生活困窮が理由になりますが、引き続き納付を要請してございます。

12款2項2目農業負担金、国営土地改良事業受益者負担金、39件の合計調定額2,870万314円に対し、収入額計、6件、367万4,586円、収入未済額2,502万5,728円、36件となっております。

なお、未済に係る具体的な理由といたしましては、前段同様、生活困窮による分割納付となっております。

以上で、農林水産課所管の令和3年度決算説明について終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 2点ほどお願いします。

ナンバー14なのですけれども、内水面漁業の振興のためということで、ここでは予算が9万円ほどです。この内容が、ほとんど道路補修工事という内容でした。

それで、お伺いしたいのは、大沼の現状といたしますか、内水面漁業の現状がどうなっているのか、振興のためというけれども、具体的な振興策が必要なのか必要でないのか、ここではよく分からないような状況になっていますので、漁業が今どのような状況になっているのか、これについてお伺いしたいというのが1点目です。

2点目なのですけれども、様式3、資料ナンバー2、収入未済額の状況の表を見ますと、最初の滞納が始まったのが平成15年ということで、それから数えて、年数で言いますと約9年くらい滞納がずっと発生した状態が続いて、納入も一部ありますけれども、かなり長期間の滞納状況が発生している状況なのですが、これについては、今後どのような見通しで考えておられるのか、その

辺についてお伺いしたい。

以上です。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、ナンバー14、水産の部分でございますが、委員のおっしゃるとおり、こちらは内水面の漁業振興のための予算でございます。予算で多いのは原材料に係る予算でございますが、こちらのほうは、今回の部分といたしましては、じゅんさい沼のほうでワカサギ、ジュンサイ、そういったものを大沼の漁業者団体が漁業で活用してございますが、そこまで行くのに、沼地の湿地でございますので、沼と道路と間に国有地などがあり、湿地帯になっているところがございますので、船着き場まで行くのに、湿地でございますので、ぬかるんで通りづらいという部分が多々あります。そういったところに原材料を支給して、漁業を行えるように町のほうで支援しているところでございます。

具体的には、現在の状況としましては、漁業者団体におかれましては、ワカサギ、エビ、ジュンサイ、そういったものを年間を通じて営業されているということで、額は少量でございますが、そちらの団体と打ち合わせしながら予算を執行している状況でございます。

続いて、様式3のナンバー2でございます。

こちらのほうは、国営土地改良事業に係る造成費の負担金を毎年徴収してございますが、造成費でございますので、できるだけ多く支払っていただけるように、毎年、対象の方には要請している状況でございます。引き続き、できる限り支払っていただきたいということで、これからも取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○平松委員長 上野委員。

○上野委員 今回の道路に関しては、じゅんさい沼の環境整備という形だということなのですが、大沼の内水面漁業というところとエビだとかワカサギだとか、従来はコイがありましたけれども、寄生虫の問題でコイだとかフナは、現在は漁業としての対象にはなっていないと思います

けれども、ワカサギとかエビに関してはどんな実態なのか、漁業者が実際にいて、漁業をやっているのかどうかもよく分からないので、その辺の実態についてもう少しお知らせいただきたい。

それから、二つ目の様式3、これに関しては、土地改良事業を実施したけれども、その負担金がなかなか払い切れないと。生活困窮にあるという状況だということなのですが、土地改良事業によって実施した土地はどのように活用されて、本来の目的が達成されなかったのかどうか、現状、その土地はどういう状況になっているのか、その辺お知らせください。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 それでは、まず水産のほうでございます。

こちらのほうは、手元に資料を持ち合わせてございませんが、毎年農業者団体のほうから総会資料などを頂きながら内容のほうを確認させていただいてございます。毎年団体の長の方と私も何度かお話ししたりする機会がございますが、漁業をされている方もだんだん高齢になってきているというお話は聞いてございますが、今でも、そういった中でも取り組んでいらっしゃるという形でお話は聞いてございます。現在でも漁業団体の方に、今、詳細は手元に持っていないのですが、活動はされております。

次に、様式3のほうでございますが、現在、対象になっている土地でございますが、状況といたしましては、その方がほかの方に貸し付けして利用されていたり、また、現在利用されていないところもあります。状況としてはまちまちなりませんが、なるべく活用していただけるようにと思っておりますが、なかなか、相手があることですので、難しい状況になってございます。

以上でございます。

○平松委員長 上野委員。

○上野委員 答弁いただいているのですけれども、ナンバー2のほうです。本来の目的は、土地改良事業ということで実施しておりますけれども、これは農地としての開発なのか、それとも牧草地としての開発が行われたのか、その辺、現

状の利用も含めて、もう少し分かるようにお願いしたい。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 現状としては、牧草として、本人ではなく、貸して利用している場所もございます。基本的には、農地として造成してございますので、元の造成といたしましては、野菜類を作ったりとか牧草地に利用したりとか、そういった考えでやられている事業でございますので、使い方については、委員おっしゃるように牧草地で利用している部分もございます。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はございませんか。

池田委員。

○池田委員 ナンバー13の町有林整備促進の委託事業なのですけれども、町有林、面積はどのぐらい扱っているのだろうか、金額に相当する面積。今分からなかったら後で書類でも。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 面積でございますけれども、いろいろ事業をやってございまして、全体で118ヘクタール程度でございます。

○平松委員長 青山委員。

○青山委員 ナンバー10、城岱牧場の死亡牛、1頭だと思ふのですけれども、見舞金5万円出ているのですけれども、死んだ原因が分かっているれば教えてほしいというのと。

11です。令和3年の決算です。城岱牧場に行っている職員の人数、3年時点では何人で、令和4年の今の現状と人数を教えてください。

以上、2点。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 まず、死亡牛の関係でございます。こちらのほうは、令和3年度、1頭の死亡牛がございまして、原因といたしましては、獣医に診ていただくのですが、原因としては不明でございまして、突然死ということになってございます。牛もそういったことがあるということで、原因としては、そういう状況で、特定の病名などはございませんでした。

あと、城岱牧場の人数の関係だったのですが、令和3年度は4名で運営してございまして、令和

4年度は4名プラス、パートの職員の方も1名おりますので、人数としては、毎日パートの方はいらっしゃるやいませんで、4名プラス、パートの方という状況でございます。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はございませんか。

横田委員。

○横田委員 同じく11の役務費の保険料16万6,590円とあるのですけれども、年間の保険料という考え方でいいのかということ。

あともう1点は、様式3の収入未済額の状況のところの下段に、未済に係る具体的説明と書いているのですけれども、生活困窮による分割納付と、全部同じと出ているのですけれども、入金になっているところは6か所少ないのだけれども、間違いでいいということか確認をお願いします。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 まず、牧場の役務費の保険料でございます。こちらのほうは年間分の保険料となります。

様式3につきましては、記載の仕方でございますけれども、全体に〃〃、同じという印をつけてございますが、その年度に当てはめて、古い年度で納めたりしていますので、記載の仕方が紛らわしいかと思ひますが、内容といたしましては、同じ方が納めているという形になります。

以上でございます。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 ナンバー11の保険料ですけれども、城岱というのは、稼働しているのは夏場だけだと僕は思っていたのですけれども、夏場だけだったなら半年だけの保険料でいいと思うのです。我々民間人だったら、除雪車なんか持っていると、夏場は動かさないから保険屋に夏場の分を解約して、また秋に入って春で解約とやっているのですけれども、使わないときは解約して、少しでもお金を、税金でありますので、今後改善する気持ちがあるのかどうか、1点だけお願いします。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 委員のおっしゃるとおりだ

と思っております。中にも城岱牧場で使っている機材も、冬場に土木課と連動しながら使っている機材もございます。ただ、使っていない機材に関しては、金額の関係があると思っておりますので、その辺を確認しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

○川村委員 共通様式のナンバー10で、先ほど青山委員よりお話のあった亡くなった牛の関係で、役務費の手数料で1万1,000円、先ほどの説明でいくと、原因不明で亡くなったということだったのですけれども、その下の21に、補償費のほうで事故見舞金で5万円計上されているのですけれども、通常、こういう場合というのは、あくまでも町側のほうの責任でこういうものを補償するみたいな契約内容になっているのか、その辺を説明してください。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 今回、役務費のほうに手数料として1万1,000円ありますが、これは、死亡した牛の火葬場に対する処理の負担、手数料でございます。委員おっしゃるように、町営牧場のほうでお預かりしている牛に関しては、規定を設けまして、こういった場合にはこの金額の事故牛見舞金をお支払いしますという規定を設けまして、運用している状況でございます。今回に關しましては、この金額、5万円の適用の部分となりましたので、この金額を事故牛見舞金として支払いしている状況でございます。

以上でございます。

○平松委員長 川村委員。

○川村委員 例えば町側の不手際で亡くなって、補償しますというのは分かるのですけれども、突然死までの部分が町側で負担しなければならないものなのか、その辺がどうなのかと思う。今、事故見舞金となっているのですけれども、例えばトラクターにぶつかったとか、何か事故があって死んだというのならまだ分かるのですけれども、突然死という部分がどうなのかと、その辺が補償の対象になるものなのか、規約が今分からないので、その辺をもうちょっと説明してください。

○平松委員長 課長、保険適用ということではなくて、町のほうで払ったという意味なのですか、その辺をきちっと説明していただきたいなど。

農林水産課長。

○村上農林水産課長 こちらのほうは、突然死、獣医に診ていただいたときの状況でございます。実際は、牛が亡くなるときの状況というのは誰も確認はできていませんので、確認したときには動かない状況でいましたので、獣医を呼んで状況を確認していただいたところでございます。状況といたしましては、所見としまして、そういったことでございます。牛の中には、牛同士がぶつかったり何かして亡くなるというようなこともありますので、獣医の診立上、そういったことございまして、ただ、ルールといたしましては、城岱牧場の中で死亡した場合の状況にもよると思うのですが、今回のような状況であれば、事故牛見舞金の対象であるというルールとしてあります。

基本的には、お預かりして牛の状況を見守っているということでございますので、特定の原因がつかめないという場合であっても、死亡しているという事実を捉えて、このような対応をしている状況でございます。

以上でございます。

○平松委員長 よろしいですか。ほかには。

田村委員。

○田村委員 1点だけ、ナンバー12に該当するのではないかと思いますけれども、森林経営管理者意向調査を実施していると思うのですが、その調査の実施内容と意向結果を教えてくださいと思います。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 意向調査の件でございます。これは、平成30年に森林経営管理法が施行されたことによりまして、権限に属する森林につきましては、森林所有者の責務として森林の維持的管理を行うということが明確になったところでございますが、それに伴いまして、適切な経営維持管理を実施していないと思われる人工林所有者に対しまして意向調査を始めておりまして、令和2年度から順次行ってきたところでございます。

令和3年度まででございますと、令和2年度と

併せて約180名の方に対してやってみて、その中から今ところ約80名の方が回答ございまして、これまでどおり所有者による経営管理をしたいという方や森林整備の委託を検討したいという方や、売買を希望しているといったような方となっております。

今後も引き続き調査を続けていくということになる状況でございまして、現在の状況は、今のところそのような形でございます。

以上でございます。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 令和2年、令和3年度で180名対象に、そのうち80名回答で、このまま維持したいとか売買したいとか、委託に出したいという回答が出たということなのですけれども、これに対して、町としてはどういった対応策を取っていくのか、もし考えれば、それも併せて教えていただきたいと思っております。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 具体といたしましては、効率的な森林の施業となりますよう、森林所有者団体の経営計画に入っていない場合は、そちらに誘導や森林の土地ごと所有する意向のある民間事業などの紹介などが対応として考えられますので、そういった方向で進めている状況でございます。

以上でございます。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっと私、理解できない。要は町としては、民間の森林経営者のような人を、町としては、継続したいとか委託したいとか、あるいは売買したいとか、そういう意向を踏まえて、町としてはさらに拡大するという気持ちはあると思うのですが、具体的に、そういう意向を踏まえながら経営管理の対策みたいな、例えば年次計画だとか、5年計画あるいは10年計画みたいなもので、10年後にはこういったような、意向を踏まえて、町としては民間の林業政策はこうしたいという、何かそういう展望をお持ちかどうか、そこら辺だけちょっと。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 今回の委員おっしゃることでございまして、まず、第1には、森林所有者が管

理を行うということが第1として考えてございまして、先ほど申し上げました森林所有者団体の経営計画、そちらがどういった計画でやっていくという内容になるのですけれども、そこに入って森林の整備をしていくという方向に誘導したいという考えでございます。

そうすることによりまして、経営計画に従って、森林所有者が森林管理をしていただけるという考えでございますので、まずは所有者の維持管理の責務の観点から、そういったことを第1に考えてございます。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑中委員。

○畑中委員 何点か教えてください。

ナンバー3なのですけれども、まず、酪農ヘルパー事業利用補助金176万4,938円(17件)となっておりますけれども、利用した件数だと思っておりますけれども、私、ふだん酪農の一部の人ですけれども、見ているのですけれども、大変な仕事だなど。例えば、牛の場合は生き物なので、ほとんど手を放すわけにいかないのです。何かいろいろな用事があったときにヘルパーを使うのですけれども、ヘルパー自体、17件の利用者なのだけれども、本来であればまだまだ、何かの用事で使いたいという部分もあるのではないかという思いはしているものですから、例えばこの17件のうち、酪農ですと、大規模な酪農というと大沼地区なのです。峠下というのはどっちかという小規模な酪農経営者が多いのではないかと思うのです。この17件の内訳というのでしょうか、例えば大沼地区が5件です、あと12件は峠下ですとか、そういった資料というか、お分かりになりますか。まずそれが1点。

今、酪農部分については、百七十何万円、大体いつも同じような額なのですけれども、この予算規模でいいのかどうか、その辺もお答えいただけたらと思うのです。

それから、そのずっと下に北海道農業次世代人材投資事業補助金150万円、これは多分新しい農業の起業家に対して、農業を新しく始める人に対して出している補助金かと思うのですけれど

も、出すからには、いろいろな審査基準というのですか、これに該当する基準があると思うのです。基準と、もう一つは、どの地域に今回該当者がいたのか、農業でもどんな業種の方だったのか、もし分かりましたらお願いします。

それと、その下の強い農業担い手づくり総合支援交付金というのがありますけれども、確かにこれからの農業というのは、非常に強い農業をつくっていかねばならないというのは十分理解できるのですが、交付金を出すに当たって、どういう名目で、事業の内容はどういったものなのか、この辺についてお分かりになりましたらお知らせいただきたいと思えます。

以上です。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 まず、酪農ヘルパーの関係でございます。利用されている方の地域的なことでございますが、今回、令和3年度に至りましては、内容的には、大沼地域の方が17名利用されているということでございます。

北海道農業次世代人材投資事業補助金でございますが、こちらのほうは、事業といたしましては、最大5年間、年間150万円の補助を受けられるということでございます。

今回の令和3年度の150万円に関しましては、個人の方お1人です。地区といたしましては、鳴川地区の方になりまして、圃場に関しては別なところにあるのですが、住所は鳴川地区の方でございます。

こちらの要件はいろいろありまして、前年度の所得などを見ながら事業計画を立てていただきまして、事業の内容に沿って、対象になるかならないかというのはあるのですが、今回この方が対象になったという形でございます。基本的に通算5年受けられるのですが、この方は1年目のときには要件に合致しておりませんので受けられなかったのですが、今回、令和3年度は、2年目に受けられる対象ということで、事業の中身に合致できましたので、2年目は受けたという形でございます。

3点目、強い農業担い手づくり総合支援交付金

でございます。こちらは、中心経営体が融資機関を活用して農業機械等を導入する場合に、融資残額の自己負担分につきまして、300万円を限度に、事業費の3割以内で助成されるというものでございまして、こちらは、対象が2経営体でございました。こちらはそういったルールの下に行われている事業でございます。

以上でございます。

○平松委員長 畑中委員。

○畑中委員 今、説明いただいたのですが、もう1回お尋ねしますけれども、酪農ヘルパーについては、全てが大沼、17件が大沼の利用と聞こえたのですが、まずそれが一つと。

もう一つは、次世代人材投資事業補助金150万円については、毎年150万円出るかのように聞こえたのですが、そんなに出るものなのですか、毎年出るのですか。同じ方に毎年なのですか、それを確認したいです。

以上です。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 まず、酪農ヘルパーの関係でございますが、令和3年度に関しましては、17名の方は、トンネルから向こうの大沼地区、全体です。委員おっしゃるように、トンネルからこちらのほうにもそういった対象の方はいらっしゃいますけれども、令和3年度に至りましては、そちらの地域の方が申請してきているということでございましたので、そういった中身となっております。トンネルからこちらの方も利用するような事業をされている方はいらっしゃいますが、今回、申請はなかったということでございますので、御理解願いたいと思えます。

先ほどの北海道農業次世代人材投資事業補助金でございますが、毎年のお話でございまして、5年間が限度なのですが、毎年でございます。基本的な考え方といたしましては、まず、農業初心者と言ったらあれですけれども、始めたばかりで、農業で所得をなかなかすぐには上げられないという考えの下に、まず事業としてはありまして、ただ、担い手として農業を始める方に、初心者の方は不安もあると思うのです。生活がありますの

で、始めたときにすぐ所得を上げられないということが大部分でございます。そういったことで、所得の中も見ながら、対象になれば、毎年、5年間150万円限度に支出しているという、この方は対象になっているということでございまして、今回、実績としまして150万円支出しているということでございます。

以上でございます。

○平松委員長 畑中委員。

○畑中委員 答弁漏れというか、酪農ヘルパーについては、毎年170万円程度のものなのだけでも、予算が足りないとかいうことはないでしょうか、その辺、最後に。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 失礼いたしました。

そういった形で、この辺は利用状況を見ながら、酪農の振興に係る部分としまして、状況を見ながら予算立てしている状況でございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑ありませんか。

川上委員。

○川上委員 予算の流用関係について確かめておきたいのですが、ナンバー15、農道災害復旧事業、12番、委託料49万5,000円取っていますけれども、まず初めに、これの発注時期と工期を教えてください。

○平松委員長 暫時休憩して、11時10分より再開いたしますので、お願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

川上委員の質問に対する答弁より行います。

農林水産課長。

○村上農林水産課長 まず、この状況でございますが、令和3年11月9日の大雨によりまして、大川11号線の排水路災害復旧業務ということで委託しているものでございますが、委託期間といたしましては、令和3年11月9日から令和3年11月19日までを委託期間といたしまして、発

注してございます。ここは土木課と共同で予算を活用しながら発注している状況になってございます。

以上でございます。

○平松委員長 川上委員。

○川上委員 今、工期的なものを聞きましたけれども、11月19日に完了、そこまでの工期を取っていると。年度末に向かって4か月半ぐらい期間が残っているわけでございます。災害復旧ということで、緊急を要するというので、今回は原材料費と13の使用料及び賃借料を流用して委託料に振り替えれば間に合うから委託料1本で発注したという考え方だと思うのですが、私が思うに、まず、まだ4か月半ある間に、13節の使用料及び賃借料、15番の原材料費、これを使用する可能性はかなりあるわけなのです。ですから、ここで1回予算を流用してゼロにしようとして、13節、15節を使うようになった場合、ここで今度補正しなければ駄目になってしまう。

こういうやり方ではなくて、災害復旧で緊急性があるというのは分かりますけれども、予算の組立てとすれば、使用料及び賃借料の12万5,000円、原材料費の12万5,000円はそのまま残しておいて、委託料で不足が生じた24万5,000円を専決処分で行うと。あくまでも使用料及び賃借料、原材料費は今後のために残しておいて、委託料が増えたのであれば、専決処分でするというやり方があると思うのですが、もし使用料及び原材料費のほうに発生が生じた場合は、今度は予備費対応ということになりますので、そういうやり方よりも、予算は予算として残しておいて、足りない部分を補正すると、専決でするという考えのほうは私はいいのではないかとちらっと思ったのですが、その辺の発注の考え方についてお聞きしたいと思います。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 確かに予算の使い方といたしましては、川上委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、このときは、災害ということで、すぐ対応が必要だということで、流用しながら事業を進めたという経緯でございます。委員のおっしゃることもごもっともですので、令和4年度の

話になりますが、令和4年度の予算のつくりとしては、災害があったときには、どうしても業者の方に依頼して作業を進めるということが大半であろうかと考えまして、令和4年度は委託料のほうに予算を50万円全額上げているという形になっていますので、そこのほうの設計の考え方を考えまして、取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

**○平松委員長** 川上委員。

**○川上委員** 令和4年度は、使用料及び賃借料、原材料費は予算化していなくて、委託料のほうに全部組み込んでいるという話で、分かりました。これ農林水産課だけでなく全課にまたがる話なので、その辺も、今後の予算の組み方については御検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○平松委員長** ほかに質疑はありませんか。

若山副委員長。

**○若山副委員長** 3点か4点ぐらい、確認のための質問をさせていただきます。

まず、共通様式のナンバー2のところ、公用車というか、所有車もあるリース車もあるので、車を所有するのとリースを使うのと、経費的なものと効率的なもの、その辺について使い分けというか、どのようにして、うまくいっているのかどうか、そこのところを、ほかの課でもあれなのかもしれないのですが、ここで、リースとか所有とかがあってあれなので、そこのところをお願いします。

それと、ナンバー3で、先ほども議論に出ました次世代人材投資事業の補助だとか、強い農業担い手づくりの総合支援交付金だとか、これについては、基本的にお金と同額入ってきて、町を通して渡るといふ仕組みなので、余り内容についてこだわらないところもあるのかもしれないのですが、これについては、交付先から、あるいは補助した先から報告書とか、何かそういうものを出してもらおうとか、あるいは町が国なり道なりにその報告をしなければいけないという義務で、報告書というかペーパーで活動の状況だとか成果だとか問題点だとか、そういうものを把握で

きるような仕組みになっているのかどうか、そのところで400万円来ました。申請して通ったので渡しますというだけではなくて、どういう活動をしたのかというのをどのように把握しているのか、その仕組みを、報告書が要るとか、毎月報告書出すのか年に1回なのか、その辺の仕組みを教えてください。

それと、ナンバー4のところ、決算事業名で経営所得安定対策推進事業費ということで、燃料費(ガソリン)幾らと載っているのですけれども、この事業でガソリン幾ら、この事業で幾らとわけてきちんと分ける仕組みができるものなのか。走った距離でガソリンを案分するのかどうか、限られた車で、この事業の分だとか、どういうふうに分けているのか、その考え方を教えてください。

それと、ナンバー11のところ、トラクターが壊れたので新しく購入すると、先ほど予算繰り越して5月にやるとあるのですけれども、決算書の物品、車両を見ると、トラクター3台あって、増減の項目に何も入っていないのだけれども、壊れたものはそのまま残って、帳簿上はあるという形なのか、まだ使うという、廃棄とか、そういう処理をしていないのかどうか、そこのところを教えてください。

戻りますけれども、ナンバー10のところ、先ほどから議論の出ている事故牛の見舞金なのですけれども、きっと規則か何かがあって、1頭当たり幾らとか決まっています、それに従って対応しているということによろしいのですよね。予算5万円上がっていて、執行も5万円なので、ちょうど1頭分でしたということだと思います。でも、条例とか規則で決まっていますので、これで対応しているところを説明いただければと思います。

以上です。

**○平松委員長** 農林水産課長。

**○村上農林水産課長** それでは、ナンバー2の公用車の関係でございます。所有するのとリースしているということで、混在していることですが、ナンバー2の部分に関しては、基本的には、所有している公の車の経費でございますが、

ここが、先ほどの委員と関連になります。ナンバー4のほうの車の関係ということでございまして、ナンバー4のほうがリースしている車の関係載せているのですが、これは経営安定対策事業の関係で、歳入がある事業でございまして、こちらのほうは、車に関してはリースしか認められてございませぬので、リース車を活用しているということでございます。

リースなのですが、事業上、歳入で入るのが保険代などが事業経費として認められてございませぬので、ナンバー2のほうにリース車の分を計上しているということございまして、ナンバー2の所有している公用車とリースしている所有車を使い分けているという形になります。リース車のほうは、ナンバー4のほうの事業で使っているという形になります。

ナンバー3の件でございませぬけれども、こちらでも北海道農業次世代人材投資育成事業の補助金に関しては、補助する前に、申請の中で該当しているかどうかを、まずその時点で精査しますので、そこに該当していると、その時点で補助を受けられるという中身となります。

そして、強い農業担い手づくり総合支援交付金でございませぬけれども、こちらのほうも、この事業で導入される機材を使って、どういったことをして農業の経営を高めていくかという計画を出しての補助でございませぬので、毎年、それが達成できているかどうかという報告を農業者の方からいただいて、こちらのほうも町で報告しているという形になりまして、この辺は確認しながら行っているということでございます。

ナンバー10でございませぬ。今回、事故牛の5万円でございますが、町の取決めの中で、最大金額が5万円という金額になってございまして、牛の年齢や状況によりまして、金額というのは段階がありまして、今回は最高金額の5万円なのですが、そこに達している牛で、中に子牛もいるような牛でございませぬので、基準と照らし合わせて、最大金額の5万円を支出しているということでございますので、必ず5万円かといいますが、金額としては段階がございませぬ。今回は最高金額ということでございます。

ナンバー11のトラクターでございませぬけれども、今回補正していただいて、無事購入させていただきました。元あったものですが、下取りで出していますので、令和4年度に新しいトラクターを導入いたしましたので、今回、令和4年度のときに、前にあったトラクターを帳簿から落とすという考え方でございませぬので、御理解願いたいと思いません。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 なかなか簡単に答えられないと思うのですけれども、車の所有とリース、リースのほうが安く上がるとか、使った結果、その辺はどうなのかというところをお聞きしたかったと思ったのと。

ナンバー3のところの、先ほど聞き忘れたのですけれども、特定財源として企業版ふるさと納税寄附金、農林水産課分ということで100万円上がっているのですけれども、これについては、基本目標か幾つかあって、どれに該当するものとして農林水産課分となっているのかどうか。何をすることに対する寄附だったのかどうか、そこのところだけ、2点お願いします。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 まず、公用車の関係でございませぬ。所有している公用車とリースしている公用車の関係でございませぬけれども、ナンバー4の事業で、どうしても公用車が必要になるのですけれども、その場合、事業で歳入が認められるということがございまして、リース代金で歳入として認めていただいている状況でございまして、この場合は、所有するという事は事業上認められていませぬので、あくまでもリースしているのであれば歳入の対象になるということでございますので、一概に、所有としている場合とリースしている場合の差というのは申し上げづらいのですが、これは歳入をいただいて活用しているナンバー4の事業でございませぬので、どうしてもリースでなければ、事業上できないということをやっていますので、御理解いただきたいということでございます。

それと、100万円のふるさと納税の関係で

ございますが、こちらのほうは、納付された方から、農業の振興に充ててくださいということで頂いていますので、何に使うというよりは、農業全体の振興にということでございますので、こちらのほうに計上させていただいている状況でございます。特定の何かの事業にということではございませんでしたので、農業全般ということでございましたので、ここの部分に入れさせていただいているという形でございます。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 リースで、分かりました。しっかり勉強してみたいと思います。

企業版ふるさと納税について、基本目標で、子供を安心して産み育てられるとか、住み続けたいと思える生活環境を整えるとか、食や観光を初めとする力強い産業と雇用場のつくと、七飯町らしさを生かして人を呼び込める、呼び戻すというのがあって、これでいくと基本目標3の食や観光を初めとする力強い産業と雇用の場をつくる、これに対する共感と賛同で入れられた100万円ということで、それに該当するということでもよろしいかどうか。

○平松委員長 農林水産課長。

○村上農林水産課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 質疑を終わります。

以上で、農林水産課に対する審査を終了します。

農林水産課長、御苦労さまでした。

次に、商工労働観光課の審査を行います。

商工労働観光課長、御苦労さまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の中の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。特別会計についても併せて御説明をお願いします。

それでは、商工労働観光課長、お願いします。

○磯場商工労働観光課長 それでは、商工労働観光課所管分について、共通様式に基づいて御説明申し上げます。

まず、ナンバー1、労働諸費です。当初予算額3,930万5,000円、支出済額3,894万5,000円、執行率99.1%。事業の目的等は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー2、商工振興費、当初予算額1,980万1,000円、補正予算額はマイナス180万1,000円、支出済額が1,776万970円、執行率98.7%です。

続きまして、ナンバー3になります。商工経営安定支援事業費、当初予算額3,612万1,000円、補正予算額マイナス112万1,000円、支出済額3,500万円、執行率100%です。

次、ナンバー4、商工業経営安定支援事業費(臨時交付金事業)、当初予算額ゼロ、補正予算が333万5,000円、流用額が9万7,000円、支出済額が343万1,408円、執行率100%です。事業の内容等は記載のとおりです。

続きまして、ナンバー5、特産品PR事業、当初予算額14万9,000円、補正予算額マイナス4万3,000円、流用がマイナス1,000円、支出済額が9万9,082円、執行率94.4%です。事業の内容は記載のとおりです。

続きまして、ナンバー6、ふるさと納税事業費、当初予算額5,600万4,000円、補正がマイナス89万6,000円、支出済額が4,595万2,983円、執行率が83.4%。具体的な内容については追加資料のほうで御説明したいと思います。

続きまして、ナンバー7、クーポン券発行事業費(臨時交付金事業)、当初予算額ゼロ、補正予算額が8,814万6,000円、支出済額が8,814万3,802円、執行率100%です。こちらのほうも内容については追加資料で御説明したいと思います。

続きまして、ナンバー8、事業継続給付金(臨

時交付金事業)、当初予算額ゼロ、補正が450万円、支出済額が450万円、執行率100%です。

続きまして、ナンバー9、飲食店応援券発行事業費(臨時交付金事業)、当初予算額ゼロ、補正が1,540万7,000円、流用がマイナス9万7,000円、支出済額が4,682万3,008円、執行率91.3%です。事業の内容は記載のとおりです。

続きまして、ナンバー10、観光費です。当初予算額1,609万6,000円、補正予算が1,537万4,000円、支出済額3,053万839円、執行率97%。事業の内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー11、宿泊促進事業(臨時交付金)、当初予算額ゼロ、補正が1,385万円、支出済が1,376万7,021円、執行率99.4%です。事業の内容は記載のとおりです。

続きまして、ナンバー12、観光地整備管理費、当初予算額537万9,000円、補正がマイナス28万9,000円、支出済が508万7,402円、執行率99.9%です。事業の内容は記載のとおりです。

続きまして、ナンバー13、国際交流プラザ指定管理費、当初予算額1,944万3,000円、支出済が1,944万3,000円、執行率100%です。事業の内容は記載のとおりです。

続きまして、ナンバー14、国際交流プラザ改修事業費(臨時交付金事業)、当初予算額ゼロ、補正が62万7,000円、支出済も62万7,000円、執行率100%です。事業の内容は記載のとおりです。

続きまして、ナンバー15、道の駅指定管理費、当初予算額2,473万7,000円、支出済額が2,473万5,867円、執行率100%。事業の内容は記載のとおりです。

次、特別会計になりまして、ナンバー16、造成地販売管理費、当初予算額10万円、補正予算額145万5,000円、支出済額が155万4,366円、執行率100%。事業の内容は

記載のとおりですが、これをもちまして、土地の会計については閉じるという形になります。

続きまして、ナンバー17、予備費です。当初予算額90万円、補正がマイナス90万円、予算がゼロで、執行率ゼロです。

続きまして、様式2のほうで、予算流用の5万円以上の状況ですけれども、商工業経営安定融資資金利子補給金、流用のほうは5万7,000円してございます。具体的な理由としては、予算不足により、飲食店応援券発行事業費の負担金、補助金から流用してございます。

続きまして、追加資料について、お手元のほうに追加要求資料、A4版のほうから御説明したいと思います。

まず、1枚めくっていただきまして、道の駅なないろ・ななえ公募条件の変更箇所についてということで、令和元年度の公募条件から、今年度、令和4年度の公募条件で変更点が1か所ございまして、(15)の寄附金を(15)納付金としてございます。これについては、納付する額について、指定管理者が提案して、指定管理者候補者選定時のときの評価指標とさせていただくという形に変更してございます。

次のページになります。クーポン券が利用されました店舗の上位10店舗の地区別の状況でございます。本町地区、業態としてはスーパー、ドラッグストア、スーパー、ホームセンター等となっております。大中山地区もスーパー、ドラッグストア、ホームセンター、ドラッグストア等となっております。大沼地区については、コンビニ、菓子製造、コンビニ、飲食店、製造等となっております。

続きまして、次のページです。クーポン券発行事業における需用費等の経費の支払先一覧及び金額についてということで、需用費の中で印刷製本費を右のとおり支払ってございます。また、役務費については、郵便料、手数料をこのとおり支出してございます。委託料については、換金の業務委託料ということで支出してございます。

次のページになります。令和3年度のふるさと納税の返礼品の人気ランキングということ

で、順位としては10番まで載せてございますが、返礼品としては、冷凍ホタテの貝柱が1位、2位という形で人気がございます、次にリンゴ、トウモロコシ、リンゴ等となっております。

次のページになります。令和3年度の寄附金額の金額別の分布ということで、一番多いのが一口6,000円ということで、件数が2,292件、次に多いのが1万円口で1,838件、1万2,000円口、1万4,000円口、1万6,000円口、2万円口等となっております。

閲覧のほうで、道の駅なないろ・ななえに係る事業報告書、年度協定については、こちらのほうに載せてございます。

最後に、追加のその他契約、80万円以上の状況ということで、A3版の資料を1枚提出してございます。内容としましては、その他契約で、クーポン券の換金事務、それから飲食店応援券の換金事務を道南うみ街信用金庫と契約してございます。

資料の説明については、以上でございます。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

池田委員。

○池田委員 それでは、ナンバー10の18の環駒ヶ岳広域観光協議会負担金ということで、どういうことをやられているか。

大沼体験観光づくり実行委員会負担金ということで、どういう事業をやられているものに予算を出しているのか。

それから、ナンバー12、城岱牧場展望台の清掃を行っていますけれども、城岱展望台のほうには年間どのくらいの人 coming いるのだろうか、その数、分かりましたらお願いします。

○平松委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 まず、ナンバー10の環駒の負担金でございますが、まず、環駒の組織としましては、鹿部町、森町、七飯町、三つの町で、環駒ヶ岳ということで協議会をつくって、様々な事業を展開しているところでございますけれども、負担金については定額で、3町同じ額を

出しているところです。こちらについては、イベントの開催、プロモーション等々に支出しているところでございます。

次に、体験観光づくり実行委員会負担金、こちらについては、大沼にあります様々な体験の事業者と一緒に事業を進めているところですが、主なものとしては、昨年度は、冬に「まるかじりプラン」ということで、冬のアクティビティを紹介して、皆さんで楽しんでもらうという事業を展開していました。

それから、12番の城岱牧場の清掃ですが、城岱牧場は無人で、牧夫はもちろんいるのですが、展望台については無人の施設でございまして、自動販売機は置いているのですが、景色を見ていただくという形になってございますので、実際のカウントは、こちらのほうでは人数の把握はしていないところです。

以上です。

○平松委員長 池田委員。

○池田委員 城岱の清掃業務というのはどちらのほうに委託されているのでしょうか。

○平松委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 城岱のほうは、ゴールデンウィーク明けから10月いっぱいぐらいまで、不定期でございますけれども、トイレの清掃ですとかごみの片づけというのをシルバー人材センターに委託しているところです。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 1点だけ、恐らくナンバー2だと思うのですが、創業バックアップ事業をやられていると思うのですが、これの実施件数と内容を教えていただきたいと思っております。

○平松委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 令和3年度は、採択されるバックアップ事業はなかったもので、今回は支出してございません。1年前はありましたけれども、令和3年度は採択される創業の事業は、七飯町はなかったので支出してございません。

以上です。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 採択の問題が出たのですけれども、実際どういったような仕組みの中で創業バックアップ事業というのは展開されているのか、もう少し教えてください。

○平松委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 こちらは、函館市、北斗市、七飯町、三つのまちで組織しております、地域産業財団のほうで全部取りまとめているところなのですけれども、創業して5年以内の企業、またはこれから創業するという方々が、いろいろな事業を提案してきて、大学の先生ですとか、もちろん自治体の職員、それから企業で既に会員になっている方々、そういう方々が審査しまして、その中で、最大が500万円だと思っておりますけれども、段階を経て金額を決めて、創業のバックアップをするという事業でございまして、残念ながら令和3年度は七飯町の関係のものはなかったということでございます。

以上です。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 採択がなかったということは、提出はあったけれども選ばれなかったという考え方なのか、もし提出がなかったということであれば、逆に町として、どのような対応策を今後取っていくのか、そこら辺をお願いします。

○平松委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 提案があったかなかったかというのは、私の記憶では、たしかなかったと思っておりますけれども、ないというのは余りいいことではなくて、これからいろいろな事業を、コロナ禍の中でも新規でいろいろな事業をやっていききたいという方がいらっしゃいましたら、幅広くうちのほうでも周知を財団と一緒にやっておりますので、どんどん拾い上げていききたいと考えてございます。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

横田委員。

○横田委員 ナンバー10の18の負担金、補助及び交付金の中の北海道カントリークラブ大沼コース年会費5万2,800円。前に聞いたときは、職員の厚生に使うというふうに言っていたの

だけども、また変わったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

次のページのナンバー11、同じく負担金、補助及び交付金で、宿泊促進補助金で1,376万7,021円と出ているのですけれども、どここの宿泊屋に行ったのか分かったら教えていただきたいと思っております。

それから、前に戻りまして、ナンバー6のふるさと納税事業の売上げが、令和3年度は8,246万9,000円、これにかかった支出が4,595万2,983円、令和2年は3,407万8,000円、かかった経費が1,915万470円。令和1年は4,281万9,200円、かかった経費が2,177万1,778円。令和1年度だったら経費が大体50.8%で、令和2年が56.1%、令和3年では55.7%となっているのですけれども、令和1年では50.8%で収まっていたものが56%に近い数字になっている。これというのは何か理由があるのかどうか教えていただきたいと思っております。

以上です。

○平松委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 まずは、大沼カントリーの会員権というところでございますけれども、以前にも委員から御質問、御指摘を受けているところでございますけれども、こちらのほうについては、昔、大沼カントリーができたときに、七飯町も会員権を町として購入したところでございます。それをもって職員の厚生に使っていることはございません、今現在は。それを何で持っているのかということなのですけれども、町内の企業の応援という意味も含めまして、そこで働いている人もいますし、そういう意味で会員権を維持しているところでございます。

それから、宿泊券の関係ですけれども、大沼地区、仁山もありますけれども、そちらのホテル、ペンション、旅館等を含めて全部で泊数としては1,816泊使ってまして、非常に好評で、2分の1、上限が1万円という形で宿泊のほうは使われているところでございます。

それから、ふるさと納税の返礼品の率でございますけれども、総務省のほうからルールが決めら

れていまして、物で3割以内、それから宣伝経費等を含めて50%以内というところがございます。ただ、対象外経費が入っていますので、50を上回っておりません。今回、例えば受領証明書とか、そういうのは対象外になっていますので、委託料のうちの内数になっているのでちょっと分かりづらいのですが、50%を上回るとルール違反になりますので、それを上回っているということはありません。

以上です。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 上回っていないと言うけれども、どこがどう上回っていないのか具体的に教えてください。

あともう一つ、先ほどの宿泊地についても、例えば大沼のプリンスが幾らで、鶴雅が幾らで、上から何者ぐらいは分かるでしょう。お願いします。

○平松委員長 資料をまとめるのに時間がかかりそうなので、暫時休憩して、昼休みを繰り上げてやりたいと思いますが、いかがですか。

1時に再開いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

横田委員の質問に対する商工労働観光課長の答弁より入ります。

商工労働観光課長。

○機場商工労働観光課長 それでは、お手元に3番の七飯・大沼割の助成の内容についてコピーを配付しておりますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

今回の対象となっている事業者は、全部で11事業者、ホテル、ペンション等々合わせて11ございました。そのうち大沼割の申し込みがあったのは上の八つの事業者となっております。

下の段の一番右側に施設の宿泊数が載っていますので、合計して延べ1,816泊という形になってございます。

ナンバー5のふるさと納税の関係でございます

けれども、私の説明が足りなくて申し訳ございません。ナンバー6の中で、ふるさと納税の運営に携わる職員を1人雇用しております。会計年度任用職員の方の01報償費、03職員手当、04の共済費。それから13のうち、会計年度任用職員住宅借上料60万円、これについては対象外の経費となりますので、それは支出から抜きます。さらに、12の委託料のふるさと納税業務委託料、このうち受領証明書等の発行手数料、こちらのほうも必要経費から抜くというルールになってございますので、それが200万円ほどございます。それを抜いた合計4,080万5,524円、これがふるさと納税の返礼にかかる経費として、総務省から認められた経費となりまして、それを歳入の8,246万9,000円で割りますと、率としては49.48%となりまして、50を辛うじて切っているという形で、ルールとしては成立しているということになります。

以上でございます。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 今頂いた資料というのは、七飯・大沼割という言葉を使って、これ以外に、全部で11者あって、3者については大沼の業者ではないということを行っているということでしょうか。

分からないのが、上のほうの中で、ナンバー1のところ、宿泊予定数が4,320で、申請額は4,320万円、決定額540万円、後で増額が120万円。4番目のところが600で、申請額が335万円、決定額が335万円、増額で145万円、延べで480。5番目が540、宿泊予定数、申請が258万円、決定額30万円。どういうふうな出し方をしているのか分からないので、御説明していただきたいと思います。

それから、委員長、申し訳ないのですがけれども、これは駄目だと言ったら諦めますけれども、一番最初に資料請求しましたなないろ・ななえの公募条件の変更について質問して構いませんか。

○平松委員長 認めます。

○横田委員 公募要件の変更箇所ということで、15番の寄附金というところで、2行目の「なお、納付する金額については、指定管理者が提案

するものとし、町と協議の上、毎年度別ごとに協定し、定めることとします」新たなものは「なお、納付する金額については、指定管理者が応募の際に提案し、当該提案内容を指定管理者候補者選定時の評価指数とします。選定された指定管理者は、応募の際に提案した額を年度ごとに町に納付することとする」というふうに改まっているのですけれども、本来、指定管理者が利益が出た場合は、自分のところで一生懸命企業努力したから出たものだ。反対に赤字になった場合は、自分のところがミスを起こしたから赤字になったから、それは自分のところで補填しなさいというのが一番最初の指定管理者の趣旨だと僕は思います。

こういうことをやるということは、行政側が出している数字が甘いからそういうものが出てくるのか、きちっと積算をしていないのかということですよ。そういうことがあるから、実際に指定管理者の数字よりかなり良い数字が出て、これだったら指定管理いらなかったではなかったのではないかというようなことも出てくるということが発生しているのではないかと思います。

そのところをもう少し、町側の積算の仕方をきちっとするということはできないのでしょうか。

以上。

○平松委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 まず、宿泊の関係でございますけれども、11件ありまして、そのうち、七飯・大沼割を活用したいという宿泊施設が8件あったということで御理解いただければと思います。

次に、申請額等々の話ですけれども、申請は、あくまで宿泊施設のほうから申請額というのは上がってきてます。それが全部使われるわけで…、とりあえずざっくりで宿泊施設のほうで上げてきますので、実際に宿泊施設が予約を受けたときには、予約に達しないこともありますので、それで決定額、最終的な交付額という形になっていますので、その辺は予約状況によって変わってくるということでございます。

それから、公募条件の変更の関係で、考え方と

いうところかと思うのですけれども、委員のおっしゃるとおり、指定管理というのは、公のところを管理してもらう。そこに対して管理料を出す。道の駅であればトレイだとか駐車場の管理ですとか、休憩のところだとか、そういうところに関してはお金が取れないので、そこを積算して、そこに対して指定管理料を出しますと、人件費も含めてですけれども、それ以外に自主事業という形で、その団体がこういう事業をやってもうけますと。

委員の言うとおりで、もうけた分については、当然黒字なので、その収入になるところなのですけれども、道の駅の当初の話から、もうけたら一定程度寄附したいという話が当初ありまして、スタートしているのですけれども、その中で、向こうのほうから寄附が出るときと出ないとき、寄附ですからあれなのですけれども、もう少し明確に納付額という形で少し頂けないでしょうかという形で協議を、話をしております、これによって、もうけたときには少し出していただければというところで、あくまで指定管理料は、オフィシャルの分、トイレとか、そういうところに対しては管理料はしっかり積算して出していますので、こちらの納付額とは話が違うというところで、御理解いただければと思います。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

若山副委員長。

○若山副委員長 それでは、何点か簡単なものと、毎度同じ質問をさせてもらいたいと思うのですけれども。

まず、共通様式のナンバー2で、車の費用が上がっているのですけれども、今回配付された決算書の物品、車両には、商工観光課の所有する車がないようなのですけれども、これについては、どういう関係になっているのかというところを教えてください。

それと、ナンバー10のところ、委託料でPR動画作製されていまして、これについて、この金額が妥当なのかどうか我々なかなかよく分からないのですけれども、高いのか安いのか、価格の決め方というのですか、あるいはできた製品の効

果というか、十分満足いくものなのかどうか、そここのところの評価で、かなり勉強した価格なのか、すというものなのか。通常、PR動画をつくったら5分で何百万円もかかるものなか、そここのところの考え方を教えていただきたいと思います。

それと、ナンバー12のところ、公園美化清掃負担金として300万円、令和3年度から新しいやり方になって、この金額と道の金額と合わせて、清掃関係について十分きれいに対応できているのかどうか、その辺の評価というか、この金額ではやむを得ないものなのか、この金額で十分、対外的に問題ないような清掃ができていますのかどうか、そここのところの評価を教えてください。

それと、ナンバー15で、道の駅の関係なのですが、まず、不動産の借上料の件に関して、交渉記録の提出を要請して、同僚議員からは要らないのではないかという話はあったのですが、まず、去年の決算総括質疑の中でも、土地購入に向けた考え方に変わりはないという説明がありまして、契約では、令和19年3月まで、20年間の長期賃貸借契約を結んでいるのですが、令和3年度について、購入の交渉というか、そういうことがなされたのかどうか。

もし交渉しているとすれば、町側は、町長なのか副町長なのか、課長なのか係長なのか、どのレベルが誰と交渉しているのかどうか。結果的に購入できないというか、売ってくれないというのは何が一番大きな原因というか、所有者のこだわりなのか、そここのところをどのように考えているのかということをお願いしたいと思います。

併せて、もし交渉してもらえぬとあかないということであれば、方針を転換して、もう賃貸借でずっと行くのだと。向こうから売りますという話ができたら対応すればいいのではないかと。そうでなければ、あくまでも購入することを前提に政策を進めていくということになれば、職員のプレッシャーというのですか、そういうものが非常に大きなものになるのではないかと思います。その辺の方針転換に対する考え方がないのか。今までと同じ土地購入に向けた考えに変わりはなく、機会を捉えて折衝していくということでもいいのかどうか、そここのところの考え方を教え

てください。

それと、同じナンバー15のところ、道の駅指定管理料2,219万9,000円、これは3年契約で、毎年同じ金額を、議会の承認を得た上で支出しているものなのですが、先ほど同僚議員からもあったのですが、指定管理料を払って、利益を上げているわけですが、指定管理者が。利益を上げている分について、町にどのように還元するのか、令和3年度の分については、特に納付金というか、寄附金というのはなかったということなのなのですが、先ほども話があったとおり、指定管理料が多いのではないかと。

個人的な考え方であれば、商売をする建物を町が指定管理者に貸しているわけですから、本来であれば指定管理者が、多少安くなったとしても、料金を払うべき関係にあるのではないかと思います。ですので、そこで、場所を提供した利用料をなおかつ指定管理者に全部収納させてあげて、なおかつ二千何百万円の金を出して、火災保険料だとか、何か壊れたらすぐ対応するとか、そういうのは余りにも町が負担が大き過ぎて、そういう施設をつくったのに町に一銭も入ってこないという仕組み自体に問題があるのではないかと。ところで、今回、公募要項を変更したというあれがあるので、先ほど言ったとおり、何がどう変わったのかよく分からないのですが、向こうから申し出たら受けるというだけで、町が利益の半分をとるか、利益の10分の1を納付してくださいとか、そういうことを決めていないので、そこについては、あくまでも指定管理者任せというのはいちよと問題なのではないかと思うのですが、そここのところを確認したいと思います。

併せて、業務状況評価の中では全部Aなので、全く問題ないと思うのですが、不足商品だとか地場産品の品ぞろえが少ないとか、駐車スペースが少ないとか、そういう利用者の意見があるので、それに対してはどのように今後対応していくのかどうか、そここのところの考え方を教えていただきたいと思います。道の駅のところではそれぐらいです。

それと、皆さんにお諮りする形になるかもし

れないのですけれども、資料提供して、指定管理者の詳細な決算書というか、契約書関係の写しを閲覧で出してもらっていますけれども、できれば全員にコピーを配付していただければ、非常に検討の参考になるので、そういうことをお願いしたいと思います。

以上、お願いします。

**○平松委員長** 今、副委員長のほうから、資料を各人に配るよという、皆さんの判断を問う声が上がったのですが、必要だと思われる方は手を挙げてください。手を挙げただけに配るということでもよろしいですか。全員に配るという声も上がりましたが、どうですか。

配ることにしますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○平松委員長** では、委員全員に資料の提出をお願いしたいと思います。

用意でき次第お配りいたします。

それでは、若山副委員長に対する答弁をお願いします。

商工労働観光課長。

**○磯場商工労働観光課長** それでは、順番に答弁してまいりたいと思います。

まず、ナンバー2の車の関係でございますけれども、こちらのほう、13番、使用料及び賃借料ということで、自動車借上料ということで、リースの車となっております。

続きまして、ナンバー10、PR動画の作製というところでございますけれども、なかなか値段というのが、ピンキリというか、なかなか分かりづらいというのは、委員のおっしゃるとおりだと思うのですが、うちのほうでも、ほかの団体がつくっている動画だとか、自治体がつくっている動画だとかも参考にしながら積算しております、委託料としては妥当な金額だと思います。

また、観光大使と連携したというところについては、観光大使が協力していただいたということで、金額的には少し安めになっているのかというところでございます。

ナンバー12、公園の美化清掃負担金というところでございますけれども、委員が言うとおりに、今年度から300万円という形で、その前までは

財団が管理しております、このときは町のほうから100万円、美化清掃の負担ということで支出しておりました。北海道のほうで積算して清掃の委託だとかを出しているのですけれども、町のほうで不足と思われるのは、公園の芝刈りと冬場の除雪について、駐車場の半分だけ除雪するという形で北海道のほうで発注しておりましたので、それについて不足であろうということで、その分の経費ということで支出しておりました。

また、公園の清掃等については、北海道と請け負った団体のほうで的確に業務が行われているということで理解してございます。

続きまして、ナンバー15、道の駅の借上げの考え方というところでございますけれども、交渉の話なのですけれども、道の駅開業以来、令和2年9月10日までに7回交渉してまいりました。残念ながらそれ以降はコロナウイルス感染症の影響もありまして、直接面談することができておりません。

また、最後に面談し、交渉したときに、借地権者のほうから、今すぐには土地を売却せずに賃借契約を継続したいという意向が改めて示されております。町としても少し時間を置いて対応するというようになっております。

しかしながら、町として購入の意思は伝えておりまして、それについて今後も変わるものではなくて、交渉内容については、相手のあることで、相互不利益を発生おそれがありますので、今後も折を見て粘り強く交渉してまいりたいと思っております。

道の駅の指定管理料の話なのですけれども、先ほどもちょっと話しましたが、あくまで指定管理料を利益のところに支出しているという考え方ではなくて、トイレの管理ですとか駐車場の管理、休憩のところの管理とか、道の駅の本来の業務のところに対して指定管理料として町として支出しているという考え方です。指定管理者は、自主事業の中でいろいろな物を売ったりだとか、これはどこの指定管理にも通じるところで、自主事業というのはやってもいいという形になります。ただ、ほかの施設と違って、道の駅なので自主事業の割合が少し多いので、ウエイトが多いでしょうということで、町のほうに少し寄附をし

ていただけないですかというつくり当初はしております。

今回変えたというのは、若山委員から昨年度、決算のときにそういうお話が、納付金という形にしてはどうでしょうかという話がありまして、それについて内部で検討しまして、納付額について指定管理者が提案して、選定のときにそれを評価指標として受けるというつくりを仕組みを変えたところでございます。

評価というところです。アンケートにもありますけれども、駐車場が狭いだとか、いろいろな問題はそれぞれあると思うのですけれども、コロナ禍も含めて、北海道でも指折りの道の駅ということで評価は高く、民間の道の駅を評価する団体からも高い評価を得ておりますので、今後もそれを維持できるように頑張ってもらいたいと想います。

以上です。

**○平松委員長** 若山副委員長。

**○若山副委員長** 道の駅の借地の関係でいきますと、昨年度は全く交渉していないというか、令和2年度の交渉が最後で、少し間をあけてこれから対応するという考え方のようなのですけれども、もう購入できないというか、今なぜ売らないのか、しばらく賃貸借でいきたいという向こうの要望のようなのですけれども、購入できないということを明確に宣言して方針を変えるというか、そういうようなことでやらないと、毎回、どうなっていますかという話になるのですけれども。

買い取りした場合と賃貸借契約を令和19年までやった後に、その後で買い取りするというので、町の支出額について大きな差が出ると思うのですけれども、それに対して十分、リスクというのですか、買い取りできない場合の何とかというのを、ちゃんと議会のほうに説明する必要があるのではないかと思うのですけれども、向こうが売ってくれないですつとといった場合に、最後に買った場合にこのぐらい支出が増えますとか減りますとか。途中で売ってくれるということになって、買えれば問題ないと思うのですけれども、そういう方針転換をしっかりと、このぐらいのリスクがあつてこうだということを説明しないと。当初、

議決したときに僕はいなかったのですけれども、いずれ速やかに購入するというようなニュアンスの説明をして、とりあえず、やむを得ず20年間の契約をしたというニュアンスで捉えているのですけれども、相手があることだからということだけで済ませているではなくて、それに対して、見きわめをつけるというのも一つ必要なのではないかと思うのですけれども、そここのところの考え方を、課長段階でできるかどうか分かりませんが、お願いしたいと思います。

それと、道の駅の指定管理料なのですけれども、トイレとか駐車場とか、そういうところの管理のために二千何百万円も払って、なおかつ利用料として1,000万円近くの利用料を野菜とかを置く農家が払っていると思うのですけれども、それについても全部収納してもいいですという形になって、なおかつ家賃を一切払わないで、自分たちで収益を上げることができる。確かに道の駅はないろ・ななえの評価は高いですし、人気もありますし、七飯町の顔として非常に役に立っていると思うのですけれども、そもそもの構造として、例えばアパートを建てて、家賃を収納するのが普通ではないかと思うので、その辺の考え方で、金額の妥当性について、予算のときに我々は賛成しているので何とも言えないのですけれども、根本的に変えなければいけないのと。

提案された公募要項のここだけ変えて、指定管理者の申出だけではなくて、こういうことになって町にお金が入るような仕組みを確定させてつくる必要があるのではないかと、収益が上がるかどうかはやってみないと分からないのですけれども、そこまでやらないと、今年度の決算でいくと100万円ほどの当初利益、税金払ったのは利益なので、その半分は町に納付するとか、そういうようなことを明確に決めないと、いつまでたっても一銭も入ってこない商業施設になるのではないかと、思うのですけれども、そここのところの考え方。既に公募要項を発信しているので、これに基づいて応募があるかどうかになるので何とも言えないかもしれないけれども、そここの考え方をもう一度お願いします。

○平松委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 それでは、答弁してまいります。

まず、地権者との交渉という話でございますけれども、令和19年3月31日までの借地期間ということで契約しておりますので、地権者のほうからすれば、借地契約というのが正当なものとして成立しているにもかかわらず、契約後間もなく、それをほごにするような交渉を町が重ねて行っているというところに対して、ちょっと心象を損ねている面もございます。そうした中で交渉を重ねるということはなかなか困難であるというところで、先ほど言ったとおり令和2年9月10日を最後に交渉はしておりません。

ただ、町の意向としては、購入したいのですというところは伝えて、それはお互いに理解しているところがございますので、まずは、交渉はするのですけれども、向こうの思いとこちらの思いとなかなかマッチングしないというところがございます。

先ほどリスクの話もございましたけれども、町として危惧しているのは、最終的に買いたいという話ばかりして、そもそもの契約自体を、そんなにということであればという話になってくると、そもそも町民の不利益になるのではないかと考えて、そこを一番危惧しているところです。というところで、今少し時間を置いて、冷却期間というか、時間を置いて交渉していきたいと考えております。

それから、指定管理料の話なのですけれども、利益が出るところと出ないところと、出ないところに対しての指定管理料という考え方で、トイレとか駐車場の管理とか、そういうところに対しての指定管理料として出しているというところですので、利益の分については自主事業としてやってくださいと。

今回、募集要項として変更した納付金の話ですけれども、若山委員のほうから、寄附額ではなくて納付額という文言で整理したほうがいいのではないかという話を受けまして、今回少し整理したところです。これを1回やってみて、また何かいい方法があれば、今後も検討して、それに向けて

やっていきたいと考えております。

以上です。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 繰り返しになってしまって、ちょっとなかなかあれなのですけれども、借地の20年契約の問題については、当初、議会に説明した内容と大きく変わってしまっているのではないかと、20年がいいと町長が思っていたとは思われないのですけれども、購入する意思はあったのかもしれないのですけれども、すぐ購入しますという説明をした上で、こういうふうになっているという状況で、去年も1年間一切、購入したいという意思を伝えていないということですので、そういうことであると、方針の変更があって、賃借契約でずっとやっていくということになっているのではないかと思うのですけれども、方針を変えましたということでしたら、しっかり説明して、それで対応すればいいのではないかと思うのですけれども、再度そのところをお願いします。

それと、道の駅の指定管理料について、トイレとか駐車場とかというふうにするのだけれども、普通、店舗を貸して何かしたときに、トレイの掃除だとか何とかというのは自分たちでみんな普通やります、そこで営業する人にとっては。であれば、よりきれいにということなのかもしれないのですけれども、その精査の仕方か、今日、後で配られるものを見てみないと何とも言えないのですけれども、2,200万円の年間の指定管理料を払うのと、利用料の1,000万円近くの金を指定管理者がそのまま収納して、なおかつそこで商売をして利益を上げるというか、指定管理者が一生懸命やっているということを否定するわけではないのですけれども、何かしっくり来ないというのが当初からあるのですけれども、2,200万円というのはちょっと大き過ぎないのかという感じがあるのですけれども、これについては妥当だというか、そういうことでよろしいのでしょうか、最後にもう一度お願いします。

○平松委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 まず、賃借権の話ですけれども、町として購入したいという意向は当初から伝えております。その上で、町の事業に協力

はするけれども、今は賃借でいきたいという話で、当初からスタートして。できれば早期に購入したいという意向は伝えていると。ただ、今はその時期でないというところで、余り話を、したいという話ばかりしてしまっても、相手もあることですので、そこは、貸さないとか売らないとかというリスクになってしまうと、そもそも論がちよっと困りますので、少し冷却期間というか、時間をかけて交渉したいと考えています。

また、指定管理料の話なのですけれども、商業施設と一緒になかなかならないのかな、道の駅の本来の趣旨が違いますので、そこら辺は一緒に考えるのは難しいかと思っています。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

上野委員。

○上野委員 1点、お願いしたいのですが、ナンバー2の18節負担金、補助及び交付金の件なのですけれども、この中で、商工業振興事業補助金というのが670万円計上されておりますけれども、これについては、どのような形で活用されたのか、中身について説明をお願いします。

○平松委員長 商工労働観光課長。

○磯場商工労働観光課長 商工業振興事業補助金670万円ということで、こちらのほうは、七飯町商工会の運営補助となっております。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、商工労働観光課に対する審査を終了します。

商工労働観光課長、御苦労さまでした。

引き続き、土木課に対する審査を行います。

土木課長、御苦労さまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」

でよろしいです。

それでは、土木課長、お願いいたします。

○笠原土木課長 それでは、共通様式に従いまして、事業ごとに説明させていただきます。

共通様式ナンバー1、決算書、一般170ページから171ページとなります。8款1項1目、事業予算名、土木総務費で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額は765万7,000円に対し、支出済額764万8,963円、執行率は99.9%となっております。

なお、支出の主なもの、特定財源は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー2、決算書は170ページから171ページとなります。8款1項1目、事業予算名、土木作業車管理費で、事業目的は記載のとおりとなっております。予算現額は1,603万1,000円に対し、支出済額1,579万5,906円、執行率は98.5%となっております。支出の主なものについては記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー3、決算書、一般170ページから173ページとなります。8款1項1目、事業予算名、車両センター管理費で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額397万4,000円に対し、支出済額375万811円、執行率は94.4%となっております。

支出の主なもの、または特定財源については記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー4、決算書、一般172ページから173ページとなります。8款1項1目、事業予算名、水防センター管理費で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額202万円に対し、支出済額199万7,436円、執行率は98.9%となっております。

支出の主なものについては記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー5、決算書174ページから175ページとなります。8款2項1目、事業予算名、道路橋りょう維持費で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額

3,330万7,000円に対し、支出済額3,297万6,012円、執行率は99%となっております。

支出の主なもの、特定財源については記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー6、決算書、一般174ページから175ページとなります。8款2項1目、事業予算名、除排雪対策費で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額1億6,330万8,000円に対し、支出済額1億3,945万1,631円、執行率は85.4%となっております。

支出の主なもの、特定財源については記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー7、決算書174ページから177ページとなります。8款2項2目、事業予算名、道路改良事務費で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額165万5,000円に対し、支出済額154万5,024円、執行率は93.4%となっております。

支出の主なもの、特定財源については記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー8、決算書176ページから177ページとなります。8款2項2目、事業予算名、町道等単独改良事業費で、事業目的は記載のとおりとなっております。予算現額1億6,091万3,000円に対し、支出済額1億6,064万8,640円、執行率99.8%となっております。

支出の主なもの、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー9、決算書176ページから177ページとなります。8款2項2目、事業予算名、道路工事連絡車管理費で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額39万1,000円に対し、支出済額35万349円、執行率89.6%となっております。

支出の主なもの、特定財源については記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー10、決算書176ページから179ページとなります。8款2項

2目、事業予算名、社会資本整備総合交付金事業費(道路)、事業目的は記載のとおりとなっております。予算現額2億1,704万7,000円に対し、支出済額2億1,007万9,318円で、執行率は96.8%となっております。

支出の主なもの、特定財源については記載のとおりとなっております。

次に、様式ナンバー11、決算書178ページから179ページの8款3項1目、事業予算名、河川改良事務費で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額5万7,000円に対し、支出済額5万6,100円、執行率は98.4%となっております。

支出の主なものについては記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー12、決算書178ページから179ページとなります。8款3項1目、事業予算名、河川改良費で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額4,757万3,000円に対し、支出済額4,491万5,090円、執行率は94.4%となっております。

支出の主なもの、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー13、決算書232ページから233ページとなります。11款2項1目、事業予算名、道路等災害復旧費で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額49万5,000円に対し、支出済額49万5,000円、執行率は100%となっております。

支出の主なものは記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー14、決算書232ページから233ページとなります。11款2項2目、事業予算名、河川災害復旧事業で、事業目的は記載のとおりでございます。予算現額49万2,000円に対し、支出済額49万1,700円、執行率で99.9%となっております。

支出の主なものについては記載のとおりとなっております。

続きまして、様式2でございます。

○平松委員長 土木課長、今、休んでもらっているのですか。

事務局、すみません。何か向こうから音が漏れてくるのですけれども、確認をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 1時52分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

引き続き、説明をお願いいたします。

○笠原土木課長 それでは、続きまして、様式2の予算流用及び予備費充用の状況でございますが、11款災害復旧費において、原材料から委託料へ予算充用を行っております。

続きまして、様式3の収入未済額の状況でございますが、20款雑入において、横津岳道路除雪経費負担金が支払者の事務処理遅延により未収となっておりますが、令和4年6月2日に収入済みとなっております。

最後に、資料要求のありました令和3年度の峠下2号線ほか関連事業の委託料、工事請負費、用地購入費、補償費の内訳につきまして、皆様にお配りしております。

1枚目は内訳の表となっております、2枚目につきましては、工区ごとの施工箇所となっておりますので、御確認いただければと思います。

以上で、資料についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 1点だけお願いします。

ナンバー4なのですけれども、水防センターの管理費ということで計上された事業なのですが、施設管理委託料ということで126万6,714円という形で計上されております。これは、この施設を常駐で管理しているということでの費用負担なのか、まずその点について確認したい。

○平松委員長 土木課長。

○笠原土木課長 この委託料につきましては、水

防センターが開設している4月から11月までの土日、祝日を除いた時間帯に常駐していただいている委託料ということでございます。

以上でございます。

○平松委員長 上野委員。

○上野委員 4月から11月ということなのですが、常駐しなければならないのかどうか。要するに何かあった場合の施設ということなので、ある程度そういうことも考えられてしかるべきなのかもしれません。ですけれども、水防センター施設そのものが、常駐しなければならないような施設なのかということとはちょっと疑問に思うのです。

というのは、何か起こったときには、水防センターの施設といいますか、備品といったものとか、土のうなんかの備蓄したものを活用するということになっていると思うのですが、常駐しなければならないのかどうか、そのときに対応できるような施設内容になっているのではないかという感じがするのですが、それについてどうお考えなのか、お願いします。

○平松委員長 土木課長。

○笠原土木課長 今現在、水防センターの設置条例の施行規則の中では、11月から3月を除いた期間、開設するという内容になっております。

また、少ない人数なのですけれども、最近、コロナ禍等でさらに少なくなっておりますが、内部の見学等にいらっしゃる方もいるような状況でございます。

今後の水防センター自体の在り方といいますか、運営の仕方につきましては、いろいろ活用も含めて検討していかなければならないと考えております。職員が常駐するのがいいのかどうかというところは、今のところ施行規則等で定めている部分がございますので、開設しなければならないということもございますけれども、今後の活用の仕方も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○平松委員長 上野委員。

○上野委員 毎年130万円近い、126万円ですけれども、出してございまして、実際にこれまで何年も立っておりますけれども、常駐しなければ

ならなかったような事例があったのかどうか、そういうことを考えると、今後、今、答弁でおっしゃいましたけれども、再検討していただいたほうがいいのではないかと私は思っておりますので、よろしくお願いします。

○平松委員長 土木課長。

○笠原土木課長 委員の御意見のありましたとおり、常駐がいいのかどうかということも含めて、いろいろ検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

若山副委員長。

○若山副委員長 ナンバー10のところで、資料を出してもらって、御苦労かけましたということで、ありがとうございます。

ただ、予算では委託料4,000万円、峠下2号線ほか用地測量設計委託料と上がっているのですが、たしか組替えして上がっているのですが、決算を見ると4,829万円になっていて、4,000万円で予算しているのに4,800万円というのは、これはどういうことになるのか、どういう仕組みでこうなっているのか、そのところを確認したいのですが、

○平松委員長 土木課長。

○笠原土木課長 こちらのほうは7月に組替えということで補正させていただいているものでございますが、中身としましては、以前の担当のほうからも説明があったと思いますけれども、峠下2号線の用地の補償について、地権者と交渉が難航しておりまして、令和3年度に完成を予定していた国道から国道との交差点を除いた115メートルについて、事業完了しないという状況になっております。

また、峠下4号線については、峠下2号線の未着手部分と併せた設計委託業務が令和3年度に改良したことから、令和4年度については住民説明会を実施し、令和5年から事業着手したいと考えております。

この4,000万円の予算に関しましては、委託料の中の既定の予算を含めて4,800万円を予定しておりまして、このときの組替えで、4,000

万円を委託料に持っていけば、峠下2号線の用地測量に関しての委託業務が施工できるという観点から、4,000万円を委託料に組替えて、既存の委託料の予算と合わせて施工させていただいたところでございます。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 4,000万円で予算組替えたときの相手方の感情というのは、峠下2号線改良舗装工事4,000万円を振り替えているわけです。当初予算からいっても委託料は上がっていないのですけれども、4,000万円の予算が4,800万円執行されているというのは、その仕組みとどうか、からくりがよく分からないのですけれども、当初予算で委託料というのは、橋梁長寿だとか道路附属物点検委託料とかで若干上がっているだけで、特にはないのです。4,800万円を許容するような予算ではないような気がするのですけれども、そここのところの考え方を教えていただきたいのですが、

○平松委員長 暫時休憩いたします。

2時15分再開予定です。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

若山副委員長の質疑に対する土木課長の答弁より入ります。

土木課長。

○笠原土木課長 貴重な時間を費やしてしまい大変申し訳ございませんでした。

先ほどの質問に答えさせていただきます。

委託料の中で、峠下2号線ほか用地測量設計委託料の下の橋梁長寿命化点検、修繕設計委託料と道路附属物点検委託料の執行残が、これを組替えた時点で1,000万円程度予算が余るという予定だったことから、4,000万円だけを繰り替えて委託料の中で残りの800万円を支出したということでございます。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 すみません。今の説明ちょっとよく理解できなかったのですけれども、そうすると差額は別途、資金を繰り越すものが何か残っていたということなのではないでしょうか。それが分かっている、なおかつ4,000万円の振り替えにしたということなのではないでしょうか。5,000万円ぐらい振り替えればよかったものと思うのですけれども、もう一度、今の説明というのを教えてください。

○平松委員長 土木課長。

○笠原土木課長 同じ委託料の中の橋梁長寿命化の点検、修繕委託業務、道路附属物点検委託料につきましても、同じ社会資本整備交付金の事業ということでございますが、メニュー的に峠下2号線のものとは違うメニューの交付金事業でございまして、当初町のほうで要望していた要望額よりかなり低い額の交付金しか出ないという結果になりまして、予定していた事業費が1,000万円程度できなくなったということで、今年度につきましては、予算より1,000万円程度低い額の事業しか執行できない見込みだったことから、これが余ると。もし何もなければ、終了したのでこれを落とすという考え方でいましたけれども、峠下2号線の測量設計委託に4,000万円振り替えて、全体で5,000万円程度の委託料が必要だということから、4,000万円を工事費より振り替えて、交付金が当初見込みよりつかなかった、二つの予算の中から800万円を振り替えたということでございます。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 すみません。よく分からないのですけれども、当初予算の社会資本整備総合交付金事業費(道路)2億4,900万円あって、委託料として、橋梁長寿命化点検と道路附属物点検委託料2,780万円あるのですけれども、これ以外にないのだけれども、ここから委託料として流用したということなので、当初予算の中でというか。そうすると、委託料から使ったから特に何ら問題ないということなのですか。その説明がよく分からなかったのですけれども、もう一度お願いします。

○平松委員長 土木課長。

○笠原土木課長 おっしゃるとおり、委託料の中で、二つの委託料が1,000万円程度執行残として残ることから、4,000万円の組替えを行って、結果として4,800万円の委託料を支出したということでございます。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、土木課に対する審査を終了します。

土木課長、御苦労さまでした。

次に、都市住宅課の審査を行います。

都市住宅課長、御苦労さまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、都市住宅課長、お願いします。

都市住宅課長。

○川島都市住宅課長 それでは、都市住宅課所管の令和3年度決算を共通様式に従って説明をさせていただきます。

初めに、共通様式ナンバー1、決算書172ページから173ページ、事業決算名は建築指導費(指導)になります。事業目的は、建築業務の推進を目的としているものです。当初予算16万6,000円、3月に記載の整理補正を行い、補正予算額はマイナス12万5,000円、予算現額は4万1,000円、決算額4万340円、執行率98.4%となっております。

歳入、特定財源は3項目、歳出の具体的内容は記載のとおりであります。

続きまして、共通様式ナンバー2、決算書、同ページ、事業決算名は建築指導費(営繕)になります。事業目的は、建築営繕事務業務を目的としているもので、当初予算44万1,000円、3月に記載の旅費を整理補正して、予算現額が42万5,000円、決算額が42万4,016円、執行率99.8%となっております。

歳入の特定財源なし、歳出の具体的な内容は記載のとおりです。

続きまして、共通様式3、決算書、同ページ、決算名は建築指導車管理費になります。公用車1台分の維持管理になります。当初予算9万3,000円、3月に整理補正を行い、補正予算額がマイナス1万8,000円、予算現額が8万2,000円、決算額が6万9,040円、執行率は84.2%です。

歳入と歳出の具体的な内容は記載のとおりです。

続きまして、共通様式4になります。決算書178ページから179ページ、事業決算名は都市計画総務費になります。当初予算額61万1,000円、補正予算額は、3月に記載のとおりそれぞれ整理補正を行っております。補正予算額マイナス15万6,000円、予算現額は45万5,000円、決算額は45万3,201円、執行率は99.6%です。

歳入は記載の5項目、歳出の内容は記載のとおりでございます。

続きまして、共通様式5になります。180ページから181ページ、事業決算名は公園整備管理費になります。目的としては、都市公園内の維持管理になります。当初予算2,060万5,000円、補正予算額は44万8,000円、予算現額は2,105万3,000円、決算額は2,102万7,779円、執行率は99.9%。

歳入は記載のとおり、歳出の具体的な内容になりますが、10節需用費、11節役務費は記載のとおり。12節の委託料、全体で7項目ございますが、下から2項目め、総合公園等除雪委託料、その下の管理棟維持管理委託料については、昨年6月に補正で対応しております。続きまして、13節の使用料から17節の備品購入については記載のとおりですが、ここでは、備品購入費のラミネートについては、需用費から流用を行って、公園内の注意喚起を促す張り紙に必要なため購入しております。

続きまして、共通様式6、180ページから183ページ、決算名は、公園整備連絡車管理

費になります。目的としては、公用車1台分の維持管理です。当初予算21万円、記載のとおり3月に整理補正、予算現額は20万9,000円、決算額は18万3,514円、執行率は87.8%です。

歳入、特定財源なし、歳出の内容は記載のとおりでございます。

続きまして、共通様式ナンバー7、182ページから183ページ、決算名は都市環境整備費になります。当初予算409万円、記載のとおり3月に整理補正を行って、補正予算額がマイナス66万9,000円、予算現額342万1,000円、決算額341万8,665円、執行率は99.9%です。

ここでは、14節工事請負費になりますが、記載の各項目で実施しており、本町整備、環境整備工事については、町内会連合からの継続要望で実施しております。その他の49万9,400円については、所管課で管理している道路の路肩補修やグレーチングの蓋を取替えています。

続きまして、共通様式8になります。決算書182ページから185ページ、項が変わります。決算名は公園住宅管理費になります。当初予算額1,075万円、記載のとおりそれぞれ補正を行って、補正予算額が203万3,000円、予算現額は1,278万3,000円、決算額は1,268万987円、執行率は99.2%です。

歳入については7項目ありますが、町営住宅の使用料、駐車場の使用料、退去時の損害賠償等の収入などとなっております。1節から11節については記載のとおりです。12節委託料は、記載の5項目ありますが、3項目めの町営住宅除雪委託料については、2月補正で対応しております。また、14節工事請負費は、公営住宅入退去補修工事として299万900円、トータルで16件、内訳としては、鳴川高台団地7件、本町上台団地が2件、吉野山2件、大沼団地5件を実施、対応しております。

続きまして、最後に、共通様式9、184ページから185ページになります。決算名が

社会資本整備総合交付金事業になります。当初予算額1億7,206万2,000円、記載のとおり補正を行い、補正予算額が6,683万1,000円、前年度繰越額として7,640万6,000円、予算現額が3億1,529万9,000円、決算額は2億3,370万9,037円、翌年度繰越額として7,547万円、不用額は611万9,963円で、執行率は98.1%となっております。

歳入、特定財源は記載のとおりで、ここでは、不用額611万9,963円について説明させていただきます。表の左下に参考として、令和3年度分と前年度繰り越し分の内訳を載せておりますので御覧願います。

初めに、令和3年度分の不用額447万3,000円ではありますが、当初予算で執行した冬トピア団地については、額の確定に伴い、3月の定例会で整理補正をしておりますが、本町上台地、桜B団地については、繰越明許事業として、12月の定例会で増額補正した管理委託、工事請負、また、支障物件の補償費分について、3月末に翌年度繰越額の確定に伴い、不用額が生じたものになります。また、前年度分の繰り越し分の不用額については、本町上台団地、桜B団地の入札執行残となっております。この内訳については、右側の歳出欄にそれぞれ項目ごと具体的な内容となっております。

共通様式については、以上であります。

続きまして、様式3の収入未済額の状況になります。

ここでは、ナンバー1として、上段の部分になりますけれども、これについては、町営住宅使用料、中段から下がナンバー2の町営住宅の駐車場使用料になります。

初めに、ナンバー1の現年度分の収入未済額の欄になりますが、直近の収入データによりますと、現在、10件に対して52万3,100円、この部分が1件で、残りが17万400円となっております。また、ナンバー2の駐車場使用料の現年度分になりますが、収入未済額、7件、5万1,000円のところ、1件で金額が1万2,000円となっております。引き続き粘

り強く徴収してまいります。

説明は以上であります。よろしく御審議のほどお願いします。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

畑中委員。

○畑中委員 2点ほどお尋ねします。

まず1点目は、ナンバー5の特定財源があります。自動販売機設置手数料、決算額が6万8,883円となっているのですが、この場合は、電気料等については設置者のほうで持っているものかどうか、その辺をまず1点、確認したいと思います。

それからもう一つは、住宅の駐車場の件なのですが、共通様式3の資料を見ているのですが、5万1,000円の収入未済が出ているのですが、駐車料がかかるというと、大沼団地あるいは冬トピア、それから上台等だと思うのですが、それぞれ駐車料は違うのでしょうか、それとも全部同じなのですか。

そしてまた、生活困窮となっていますけれども、駐車料を納められない方の、町営住宅の中を見ますと、意外とすごくいい車に乗っている場合もあるのです。払わない方というのは、本当に生活困窮なのかどうか、たまにいい車も見かけるものですから、その辺きちっと調べているかどうか、その辺についてお尋ねします。

以上です。

○平松委員長 都市住宅課長。

○川島都市住宅課長 それでは、2点ほどの質問にお答えいたします。

まず、共通様式ナンバー5の公園整備管理費、特定財源の自動販売機の設置手数料については、6万8,883円になっていますけれども、電気料については、その分この中で差し引いた中で、相手持ちになっておりますので、御理解願います。

続きまして、様式3について、駐車場使用料の5万1,000円となっておりますが、これについては、先ほど説明したとおり、7件の部分が1件、残りが1万2,000円ほどとなっておりますが、上の住宅使用料についても残り1件で、金額

が52万3,100円のところが17万400円となっておりますが、現年度分滞納繰り越し分についての1件については、同一の方となっております。これについては、住宅の使用料だけではなく、税金のほうも滞納されている方で、先月、私どもと税務の担当者が、こちらに来ていただいて、税金のほうは昨日払われたのですけれども、残りの使用料については今後支払う手続きを取っております。また、この方については、住宅自体はみんな平等な施設になりますので、この方だけがこういうふうになるということはできませんので、来月に一応退去してもらおうような形で、残りについては、また話合いの中で、粘り強く徴収してまいりたいと思います。

また、駐車場の使用料については、毎月1,500円で、場所については、大沼団地と鳴川高台、冬トピア団地になります。御理解願います。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、都市住宅課に対する審査を終了します。

都市住宅課長、御苦労さまでした。

次に、上下水道課の審査をいたします。

上下水道課長、御苦労さまです。

水道事業会計と下水道事業会計について、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、上下水道課長、お願いいたします。

上下水道課長。

○池田上下水道課長 それでは、水道事業会計決算について、要求された資料に沿って説明させていただきます。

初めに、決算書から説明させていただきます。お手元に御用意願います。

最初に、決算書の目次からとなりますが、水道事業会計決算については3部構成となっております。上から順に、決算報告書、財務諸表、次

に、事業報告書、最後は決算附属書類の構成となっておりますが、決算書のページ総数が50ページに及ぶため、内容については要点のみ説明させていただきます。

それでは、初めに、水道2ページ、決算報告書を御覧願います。

1番、収益的収入及び支出の決算報告でございますが、これは消費税込みの決算額となります。

収入では、第1款水道事業収益は、予算額5億2,600万円に対し、決算額は5億2,546万1,012円で、予算額に比べ決算額は53万8,988円の収入減となっております。また、決算額のうち、仮受消費税及び地方消費税として4,052万4,176円の消費税が含まれております。

次に、下段の支出では、第1款水道事業費用は、予算額4億4,000万円に対し、決算額は4億3,700万9,423円で、不用額は299万577円、執行率は99.3%となります。同じく決算額には仮払消費税及び地方消費税分として1,131万79,071円の消費税が含まれております。

続きまして、水道の4ページの2番、資本的収入及び支出の決算報告でございますが、こちらも同じく消費税込みの決算額となります。

収入では、第1款資本的収入は、予算額1億5,059万9,000円に対し、決算額は1億5,059万8,322円で、予算額に比べ、決算額で678円の収入減となっております。

次に、下段の支出では、第1款資本的支出は、予算額3億8,255万5,000円に対し、決算額は3億8,115万3,622円で、不用額は140万1,378円、執行率は99.6%となります。同じく決算額には仮払消費税及び地方消費税分として2,122万7,000円の消費税が含まれております。

決算報告書、一番下の注意書き1でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、収支差引額となりますが、2億3,055万5,300円については記載のとおりとなっております。

次に、水道7ページとなります。

ここからは財務諸表の説明となりますが、財務諸表の会計処理については、消費税額を除いた税抜き方式の計算書となっております。

最初に、損益計算書、1の営業収益の合計4億619万5,454円から2の営業費用の合計3億8,416万7,902円を差し引いた2,202万7,552円の営業利益となっております。

次に、3の営業外収益の合計7,863万358円を加え、4の営業外費用の合計3,743万7,922円を差し引いた6,321万9,988円が経常利益となります。そこに5の特別利益11万1,024円を経常利益に加え、6の特別損失7万3,128円を差し引いた6,325万7,884円が当年度純利益となります。この当年度純利益に前年度からの繰越利益剰余金等を加え、1億3,818万4,219円が当年度未処分利益剰余金となり、この額の一部を減債積立金などへ積立処分を行うこととなります。

続きまして、水道8ページ、3、剰余金計算書となります。この表は、貸借対照表で整理する資本金及び剰余金はその年度中にどのように増減変動したかを表す計算書となります。

先ほど説明した当年度純利益は6,325万7,884円で、利益剰余金の未処分利益剰余金当年度変動額の欄に記載しており、前年度繰越利益剰余金等を加え1億3,818万4,219円が当年度末残高となります。

なお、注意2にありますとおり、令和2年度期末利益計上その他未処分利益剰余金変動額については、自己資本造成のため組入資本金へ振り替えを行っております。

次に、その下段、4、剰余金処分計算書となります。地方公営企業法第32条第2項より、公営企業は、その財政的基盤を確立し、健全な運営を行うために毎事業年度に生じた利益の全部または一部を条例の定めるところにより、または議会の議決を経て処分することができること定められております。

令和3度の未処分利益剰余金の当年度末残高1億3,818万4,129円に対して、七飯町

公営企業の剰余金処分等に関する条例の規定による積立処分として、未処分利益剰余金1億3,818万4,129円の20分の1以上の額である3,000万円を企業債の償還に充てる目的の減債積立金に積み立て、同じく条例第2条第2項の規定により、建設改良費の補填財源に使用される建設改良積立金に4,000万円を積み立てております。

この結果、令和3年度期末減債積立金の残高は2億7,000万円から令和4の期首には3億円に、同じく令和3年度期末建設改良積立金の残高は7,500万円から令和4年の期首には1億1,500万円となります。

続きまして、水道10ページ、5の貸借対照表となります。

最初に、資産の部からとなりますが、1の固定資産については、配水管や電気計装設備など、4条予算により整備した水道施設の取得価格、減価償却累計額、残存価格などを表し、固定資産合計額では、前年度より937万551円増加し、45億1,260万5,491円となりました。

次に、2の流動資産は、現金、預金の期末残高、未収分の水道料金などを計上しており、前年度と比較し2,077万6,639円増加し、4億5,603万9,934円となっております。

次に、水道11ページの負債の部となりますが、3の固定負債と4の流動負債には、主に企業債の年度末現在高を計上しており、令和4年度の企業債償還額として1億5,299万8,850円を流動負債に、令和5年以降償還予定の企業債残高23億4,626万5,613円を固定負債に計上しています。令和3年度末の企業債現在高は、前年度と比較して65万6,622円減少し、24億9,926万4,463円となっております。

次に、5の繰延収益は、償却資産の取得に伴い交付された補助金を長期前受金の項目に整理しており、長期前受金の年度末残高は24億9,393万7,630円、資産の減価償却に見合う収益化累計額は10億7,299万6,195円

で、繰延収益合計は14億2,094万1,435円となり、約57%が今後収益化する残存価格となっております。

続きまして、水道12ページの資本の部となりますが、6の資本金のうち固有資本金9,611万9,987円は、企業開始時の引き継ぎ資本金、出資金は2,122万1,000円で、一般会計出資分として、昭和55年度に1,082万6,000円、平成5年度に1,039万5,000円の出資を受け入れております。そのほか組入資本金として4億2,582万2,980円で、企業開始後の利益を源泉とする自己資本造成分として計上されております。

7の剰余金は、先ほどの剰余金計算書で説明しておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

この結果、負債資本の合計は49億6,864万5,425円で、前年度より3,014万7,200円増加しており、決算書、水道10ページの資産の合計額と一致しております。

続きまして、水道13ページの、6の注記となります。

地方公営企業法第35条第40から第41条に規定される事項について、七飯町水道事業会計の基準及び手続等を注記として開示しております。

1の重要な会計方針に係る事項に関する注記には、①棚卸資産の評価基準、評価方法、②固定資産の減価償却の方法、③引当金の計上方法、④消費税等の会計処理の基準を定めておりますが、前年度決算と記載内容等に変更はございません。

次に、水道の14ページ、2の貸借対照表等に関する注記には、当年度の引当金の移動額について記載しております。今年度も過年度営業未収金で、収納実績等より同引当金から特別利益11万1,024円を戻入しております。

次に、水道15ページ、3、セグメント情報に関する注記ですが、企業会計規程第104条第1項第1号より、報告セグメントを七飯地区、藤城地区及び大沼地区に分け、それぞれの営業収益、営業費用等の金額を明示しておりま

す。このセグメントでは、中段の経常損益欄で6,321万9,988円の経常利益の内訳として、七飯地区で1億1,235万7,523円の経常利益に対し、藤城地区は3,202万3,897円、大沼地区では1,711万3,638円のいずれも経常損失を計上しており、七飯地区での利益により他の地区の損失を補っている収支構造となっていることが分かります。

ここまでが決算報告書と財務諸表の説明でございます。

次に、水道17ページから事業報告書となります。

次の水道18ページをお開き願います。

令和3年度七飯町水道事業報告書でございます。

1、概要、(1)総括事項ですが、イの給水人口及び配水状況並びに口の建設改良事業等は記載のとおりとなっております。

次の水道19ページ、ハの財政状況についても記載のとおりとなっておりますので御覧ください。

次に、水道20ページには、経営指標に関する事項、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定または変更に関する事項などは記載のとおりとなっております。

なお、令和4年3月29日施行の地方公営企業法、施行規則第48条第6項の改正を受け、事業報告書に今年度決算書より、経営指標に関する事項の項目を追加しておりますが、当町の公営企業決算においては、従前より経営指標に関する事項を記載しておりますので、同指標が記載されているページについての記載となっております。

次に、水道21から24ページ、2の工事に関する事項ですが、令和3年度において着工または竣工した建設工事、改良工事等の施工内容について、水道21ページ、2、(1)建設工事は3件で、鳴川第3水源の管理等、電気計装送水管等工事外2件の概要を記載しております。

水道22ページには、2番目として、改良工事は、契約額が1,000万円以上の5件で、老

朽管の布設替工事4件、計装機械の更新1件の概要を記載しております。

水道23ページには、3番目として、保存工事は、水道メーターの購入費と取替工事で、台数及び金額を記載しております。

なお、4番目の受託工事については、当年度、該当がございませんでした。

続きまして、水道24ページから3の業務に関する事項ですが、予算に定められた業務の予定量について、年度末における実績を記載しており、それぞれ前年度と比較しておりますので後ほど御確認いただければと思います。

なお、水道の25ページにあります令和3年の給水原価は137円94銭で、水道51ページにあります供給単価156円67銭となっております。

続きまして、水道の26、27ページ、4の会計に関する事項となります。

1番、重要契約の要旨ですが、令和3年度中に契約締結した1件100万円以上の契約となります。総数は25件で、内容は記載のとおりでございます。

次に、水道28ページ、2、企業債及び一時借入金の概況でございますが、将来世代への負担等を考慮し、企業債等に極力依存しない形で施設等の更新を行うべく、起債額、償還額を管理しております。

なお、詳細は水道11ページの固定流動負債において説明しておりますので割愛いたします。

その下、3、その他会計経理に関する重要事項は記載のとおりですが、ハの企業管理規程等の整備について、地方自治法の改正に伴い、従前指定代理納付者、七飯町の場合はクレジットカード納付等の取扱規程で使用しておりましたが、指定納付受託者とする事で、公金の取扱いを幅広くできるようにした改定により、関連する公営企業管理規程等の改正を実施しております。

水道29ページ、5、付帯事項、6、その他の不課税収入の用途の特定について並びに2の決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事

項についても、記載のとおりですので、説明については省略させていただきます。

続きまして、決算附属書類となります。

水道33ページをお開き願います。

七飯町公営企業のキャッシュフロー計算書は、間接法表示に準拠して作成しており、当年度純利益が計算の基点となります。決算事業年度の損益計算書、剰余金計算書、前年度、当年度の貸借対照表の増減数値より作成されており、1の業務活動により、キャッシュフローは2億3,207万4,697円の資金収入で、同区分には、通常の業務活動の実施による資金の増減、サービスの提供による収入、原材料、商品またはサービスの購入に伴う支出、投資並びに財務以外の取引や企業債の借入れに伴う支出等も記載することとなっております。

2番目の投資活動によるキャッシュフローは2億867万1,678円で、同区分は、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動による資金の増減を表し、固定資産や投資資産の取得、売却のための資金の増減を表しております。

3の財務活動によるキャッシュフローは65万6,622円となります。同区分は、資金の調達により、資金の増減を表したもので、増減による収入、支出のほか、借入、返済による資金の増減を表しております。

この結果、令和3年度中の資金増加額は2,274万6,397円であり、期末残高4億438万9,537円となっております。

次に、水道34ページ、2の収益費用明細書でございます。

収益計算書の内訳となりますが、1の収益明細については、水道の7ページで、内訳並びに水道14ページの内容と重なりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、水道36ページとなります。

2の費用の明細から簡単に説明いたします。

1款水道事業費用は4億2,167万8,952円で、前年度と比較して577万914円減少し、増減率は1.4%の減となっております。

1項営業費用は3億8,416万7,902円

の内訳ですが、1目原水及び浄水費は、水源涵養及び原水の取り入れ並びに原水の滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用で2,747万7,831円となっております。

主な支出は、水質検査委託料、施設の動力費等となっております。

次に、2目配水及び給水費は、配水池、配水管など、配水に係る設備並びに給水装置に附属する量水器等の維持及び涵養に要する費用で5,390万9,849円となっております。

主な支出は委託料で、七飯管工事業協同組合への給排水総合管理業務委託や配水施設修繕料となっております。

次に、水道37ページ、3目受託工事費は、給水装置の新設または修繕等の受託工事に要する費用ですが、当年度の支出はございませんでした。次に、4目業務費は、水道料金の調定、収入及び検針等の業務に要する費用で3,126万2,048円となっております。

主な支出は、検針委託料のほか口座、コンビニ、クレジット収入に係る手数料、量水器取替工事代等となっております。

次に、5目総係費は、水道事業活動の全般に関連する費用で179万2,854円となっております。

主な支出は、庁舎使用等による光熱費、通信費、企業会計システム利用料等となっております。

次に、水道38ページ、6目職員給与費は、職員6名分の給与、法定福利費等で4,787万9,478円となっております。

次に、7目減価償却費は、有形・無形固定資産の減価償却費で2億1,165万3,151円となっております。

8目資産減耗費は、有形固定資産の除却損のほか、棚卸資産の棄損、変質または滅失による除却費及び低価法による評価損等を計上することになっておりますが、固定資産の除却費として1,019万2,691円となっております。

次に、2項営業外費用は3,743万7,922円で、内訳は支払利息で、企業債利息となります。

次に、3項特別損失は、過年度損益修正損で、前年度以前の総益の修正で、損失の性質を有するものを計上しており、この内容は、水道料金の過年度還付金等で9件、7万3,128円となっております。

次に、水道39ページ、3、資本的収支明細書でございます。

資本的収入については、特定収入割合が基準率の5%を下回っているため、消費税分の収入は受けておりません。

それでは、1の収入の明細では、1款資本的収入は1億5,059万8,322円で、前年度と比較して163万7,133円の減少、減少率は1.1%の減となっております。

収入の内訳では、1項企業債が1億4,700万円で、前年度と比較して420万円の増。2項長期前受金は、電線共同溝施設工事、国道5号に伴う水道管移設工事費の補償費で358万9,322円で、前年度と比較して678万9,678円の減となっております。

次に、水道40ページです。2番の支出の明細ですが、1款資本的支出は3億5,992万6,622円で、前年度と比較して3,476万6,214円の減少、増減率は8.8%の減となっております。

支出の内訳では、1項建設改良費は、水道施設の整備改良等に要する経費を計上しており、決算額は2億1,227万円で、前年度と比較して3,960万9,928円の減。

2項企業債償還金は1億4,765万6,622円で、前年度と比較して484万2,814円の増となっております。

ここまでの収益費用と資本的収支の明細書でございます。

この後のページの固定資産、企業債明細書につきましては、前段でも説明したのもございますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

最後に、決算書50ページ、51ページには、参考として、七飯町水道事業の経営分析、財務分析表を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で、令和3年度七飯町水道事業会計決算の概要の説明を終わります。

続きまして、要求資料について御説明いたします。

指定された共通様式2で説明させていただきます。

ナンバー1、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、水道事業会計へ一般会計からの繰出金1,340万5,000円で、前年度比5,979万9,000円の減でございます。

具体的な内容としましては、旧簡水債利息分として1,320万4,000円、企業職員児童手当34万円であり、詳細については、事業決算の具体的な内容などを御参照願います。

次のページ、指定様式3の収入未済額の状況ですが、表の上段は現年度分の内訳で、水道料金と手数料で、令和3年度調定等から発生した収入未済額は4,328万6,553円で、前年度と比べ208万5,855円の減となっております。

表の下段は、滞納繰越分の状況ですが、収入未済額は全て水道料金となります。一番下の合計の欄でございますが、調定額合計4,507万728円から収入額合計4,377万1,435円と、不納欠損額合計32万650円を差し引いた97万8,643円が収入未済額となります。年度別の内訳については記載のとおりとなっております。

次のページ、次に、様式4、不納欠損処分の状況でございます。理由別では、生活困窮、居所不明、本人死亡等による事由で、125件、35人で、金額32万650円の不納欠損処分を行っております。

なお、法的根拠につきましては、いずれも令和2年4月1日改正前の民法第173条の債権の消滅時効によるものでございます。

以上で、提出した資料の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○平松委員長 もうちょっとですから、下水道の説明も一緒をお願いします。

○池田上下水道課長 それでは、下水道事業会計

決算について、要求された資料に沿って説明させていただきます。

初めに、決算書から説明させていただきます。

最初に、決算書の目次からとなりますが、水道事業同様3部構成となっており、上から順に決算報告書、財務諸表、次に事業報告書、最後は決算附属書類の構成となりますが、決算書のページ総数が50ページに及ぶため、内容については要点のみの説明とさせていただきます。

それでは初めに、下水54ページ、決算報告書を御覧願います。

1の収益的収入及び支出の決算報告でございますが、これは消費税込みの決算額となります。

収入では、第1款下水道事業収益は、予算額7億3,090万円に対し、決算額は7億3,296万5,659円で、予算額に比べ、決算額は206万5,659円の収入増となっております。また、決算額のうち、仮受消費税及び地方消費税として3,719万8,534円の消費税が含まれております。

次に、下段の支出では、第1款下水道事業費用は、予算額7億2,900万円対し、決算額は7億2,558万8,293円で、不用額は341万1,707円と、執行率は99.5%となります。同じく決算額には仮払消費税及び地方消費税として1,835万968円の消費税が含まれております。

続きまして、下水の56ページ、2の資本的収入及び支出の決算報告でございますが、こちらも同じく消費税込みの決算額となります。

収入では、第1款資本的収入は、予算額2億8,552万円に対し、決算額は2億7,863万1,176円で、予算額に比べ、決算額は688万8,824円の収入減となっております。

次に、下段の支出では、第1款資本的支出は、予算額4億9,207万3,000円に対し、決算額4億8,395万5,768円と、翌年度に繰り越す額612万6,750円を差し引いた不用額は199万482円、繰り越し分を除いた執行率は98.4%となります。同じく決

算額には仮払消費税及び地方消費税分として869万4,012円の消費税支払額が含まれております。

決算報告書、一番下の注意書き1でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、収支差引額となりますが、2億532万4,592円については記載のとおりとなっております。

次に、下水の59ページとなります。

ここからは、財務諸表の説明となりますが、財務諸表の会計処理につきましては、消費税額を除いた税抜き方式の決算書となっております。

最初に、損益計算書、1の営業収益の合計3億8,090万1,104円から2の営業費用の合計6億3,414万9,664円を差し引いた2億5,324万8,560円が営業損失となります。

次に、3の営業外収益の合計3億1,407万3,484円を加え、4の営業外費用の合計6,089万6,226円を差し引いた7万1,302円の経常損失となり、5の特別利益79万2,537円を経常損出に加え、6の特別損失7万1,388円を差し引いた64万9,847円が当年度の純利益となります。この当年度純利益に前年度の繰越利益剰余金を加え、3,006万3,982円が当年度未処分利益剰余金となります。

続きまして、下水の60ページ、3の剰余金計算書となります。この表は、貸借対照表で整理する資本金及び剰余金はその年度中にどのように増減したかを表す計算書となります。先ほど説明した当年度純利益64万9,847円は、利益剰余金の未処分利益剰余金、当年度変動額の欄に記載されており、前年度繰越利益剰余金を加えた3,006万3,982円が当年度末残高となります。

次に、その下段の4の剰余金処分計算書となりますが、地方公営企業法第32条第2項により、令和3年度の未処分利益剰余金の当年度末現在高3,006万3,982円に対して、七飯町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の規

定により積み立てとして、未処分利益剰余金の、先ほどの額の20分の1以上の額200万円を企業債の償還に充てる目的の減債積立金に積み立てをしております。

その結果、令和3年度期末減債積立金の残高は、200万円から令和4年度期首には400万円となります。

続きまして、下水62ページの5の貸借対照表となります。

最初に、資産の部からとなりますが、1の固定資産については、下水道管や汚水処理設備など、4条予算により整備した下水道施設の取得価格、減価償却累計額等を表し、固定資産合計では、前年度より3億801万1,980円減少し、96億1,471万6,044円となりました。

次の2の流動資産は、現金、預金の期末残高で、未収分の下水道使用料などを計上しており、前年度と比較して2,826万495円増加し、9,180万6,794円となっております。

次に、下水の63ページの負債の部となりますが、3の固定負債と4の流動負債には、水道事業と同じく企業債の年度末現在高を計上しており、令和4年度の企業債償還額として3億2,695万621円を流動負債に、令和5年以降の総支払予定額19億8,378万1,420円を固定負債に計上しております。令和3年度末の企業債現在高は、前年度比較して3億3,079万5,431円減少し、23億1,073万2,041円となっております。

次に、5の繰延収益は、償却資産の取得に伴い交付された補助金等であり、長期前受金の年度末現在高は50億8,396万8,096円、資産の減価償却に見合う収益化累計額は4億1,014万3,787円で、繰延収益合計は46億7,382万4,309円となっております。

続きまして、下水の64ページの資本の部となります。6、資本金は固有資本金で21億7,060万6,542円、繰入資本金3億8,847万1,130円、資本剰余金として、流動資産評価額317万1,702円、補助金等として、

国庫補助金、道補助金の合計で7,121万5,306円、受益者負担金5万2,924円、その他会計補助金、他会計負担金、工事負担金等で2,261万992円となっております。

7の剰余金は、先ほどの計算書で説明しておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

この結果、負債資本の合計は97億652万2,838円で、前年度より2億7,975万1,485円減少しており、決算書、下水62ページの資産の合計額と一致しております。

続きまして、下水の65ページ、6の注記となります。

地方公営企業法第35条から第41条の規定される事項について、七飯町の下水道事業会計の基準及び手続等を注記として開示しております。

1の重要な会計方針に係る事項に関する注記には、1の固定資産の減価償却費の方法、2の引当金の計上方法、3の受益者負担金の経理方法、4の消費税等の会計処理の基準を定めておりますが、前年度決算と記載内容等に変更はございません。

下水66ページ、2、貸借対照表等に関する注記には、当年度の引当金の移動額について記載しております。今年度も過年度営業未収金の収納実績等より同引当金から特別利益として79万2,537円を戻入しております。

下水67ページ、3のセグメント情報に関する注記ですが、企業会計会計規程第104条第1項第2号より、報告セグメントを、公共下水道、特定環境保全公共下水道に分け、それぞれの営業収益、営業費用等の金額を明示しております。

このセグメントでは、中段の経常損益の欄で7万1,302円の経常損失の内訳として、公共下水道事業31万3,507円の経常損失に対して、特環下水道事業は24万2,205円の経常利益を計上している形になっておりますが、特環下水道事業に対して、公共下水道事業から会計間調整交付金、下水の81ページに記載があるのですが、607万円の調整を行っており、

この調整前では、公共下水道事業は575万6,493円の経常利益、特環下水道事業は582万7,795円の経常損失となっております。そのため公共下水道事業の利益により、特環下水道事業の損失を補っている収支構造となっているのが分かります。

ここまでの、決算報告書と財務諸表の説明でございませぬ。

次に、下水69ページから事業報告書となります。

下水の70ページをお開き願います。

令和3年度七飯町下水道事業報告書でございます。

1の概況、1、総括事項ですが、イの処理区域内人口、水洗化済み人口及び汚水処理状況並びにロの建設改良事業等は記載のとおりとなっております。

次の下水71ページ、ハの財政状況についての説明でございませぬが、前段で説明したとおりでございますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

下水の72ページには、経営指標に関する事項、議会議決事項、行政官庁認可事項、下水の73ページには職員に関する事項、料金その他供給条件の設定または変更に関する事項などを記載しております。

次に、下水の74ページから76ページは、2の工事に関する事項となりますが、令和3年度において着工または竣工した建設工事、改良工事等の施工内容を記載しております。

下水74ページ、1の建設工事は2件で、大沼下水浄化センター電気設備更新工事外1件の概要を記載しております。

下水75ページ、2の改良工事は3件で、公共下水道汚水柵新設その2工事外2件の工事の概要を記載しております。

なお、下水76ページの3の保存工事、4の受託工事については、当年度、該当はございませんでした。

続きまして、下水の77ページから3の業務に関する事項ですが、予算に定められた業務の予定量について、年度末における実績を記載し

ており、それぞれ前年度と比較しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、下水の79ページから、4の会計に関する事項となります。

1、重要契約の要旨でございますが、令和3年度中に契約締結した1件100万円以上の契約となります。総数は11件で、内容は記載のとおりでございます。

次に、下水80ページ、2の企業債及び一時借入金の概況でございますが、インフラ整備のため急速に整備した下水道施設に対する企業債の償還を現在進めております。

なお、詳細は下水63ページ、固定・流動負債において説明しておりますので割愛いたします。

その下、3、その他の会計経理に関する重要事項は記載のとおりで、下水の81ページの5、附帯事項、下水82ページ2の決算日以後に生じた企業の状況に関する重要な事項についても、記載のとおりですので、説明については省略させていただきます。

なお、一般会計からの繰入金の使途について、6、その他の1、不課税収入の使途の特定を通じて御説明させていただきます。

1番、他会計負担金5,452万6,586円は、記載のイからチにあるとおり、基準内繰入として認められている一般会計からの繰入れで、主に企業債の償還等に充当しております。

2の他会計補助金は、3条、営業収支不足分に充当している分で5,495万6,038円で、3条関係の一般会計繰入金は合計で1億948万2,624円となります。

次に、6の建設改良費の財源として、他会計補助金、4条分で84万6,537円、7の他会計出資金として1億7,967万839円で、4条関係の一般会計繰入金は合計1億8,051万7,376円、令和3年度一般会計繰入金の合計は2億9,000万円となっております。

続きまして、決算附属書類となります。

下水85ページをお開き願います。

キャッシュフロー計算書でございますが、基本的な考え方は、水道事業と同一であり、間接

法表示に準拠して作成しており、当年度純利益が計算の基点となっております。

1の業務活動によるキャッシュフローは2億2,288万4,302円、2の投資活動によるキャッシュフローは4,759万3,220円、3の財務活動によるキャッシュフローは1億5,112万4,592円となり、この結果、令和3年度中の資金増加額は2,416万6,490円であり、期末残高3,898万6,336円となっております。

次に、下水の86ページ、2の収益費用明細書でございます。

損益計算書の内訳となりますので、(1)の収益明細書については、下水の59ページの内訳と重なるため、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、下水の88ページとなります。

2の費用の明細から簡単に説明いたします。

1款下水道事業費用は6億9,511万7,278円で、前年度と比較して519万1,397円増加し、増減率は0.1%の増となっております。

1項営業費用は6億3,414万9,664円で、各費目内訳ですが、1目処理場費は、大沼下水浄化センターの維持管理に要する経費で7,898万8,535円となっております。

主な支出は、維持管理業務委託料、施設の修繕費等となっております。

次に、2目管渠費は、汚水管、マンホール、ポンプなどの維持管理に要する費用で1,630万9,479円となっております。

主な支出は、委託料、修繕費、動力費等となっております。

次に、3目流域下水道管理費は、函館湾流域下水道の維持管理に係る負担金で8,255万8,954円となっております。

次に、下水89ページの4目業務費は、下水道使用料及び受益者負担金の調定などに要する費用で1,196万666円となっており、主な支出は、検針委託料、会計年度任用職員給与、負担金等となっております。

次に、5目総係費は、下水道事業活動の全般

に関連する経費で226万6,204円となっております。主な支出は、庁舎使用等による光熱費、通信費、企業会計システム利用料などとなっております。

次に、下水90ページ、6目職員給与費は、職員4名分の給与、法定福利費等で2,945万7,881円となっております。

6目減価償却費は、有形・無形固定資産の減価償却費で4億893万1,571円となっております。

7目資産減耗費は、先ほどの水道事業と同じで計上しておりますが、固定資産の除却費として367万6,374円となっております。

次に、2項営業外費用は6,089万6,226円で、内訳、支払利息の企業債利息、雑支出、先ほど説明した会計間調整交付金607万円、特定収入、消費税相当分等を計上しております。

次に、3項特別損失は、過年度損益修正損で、前年度以前の損益の修正で、損失の性質を有するものを計上しており、この内容は、下水道使用の過年度還付金で8件、7万1,338円となっております。

次に、91ページ、資本的収支明細書でございますが、1の収入の明細では、資本的収入が2億7,863万1,176円、前年度と比較して2,476万8,505円の増加、増減率は9.8%の増となっております。

収入の内訳では、1項企業債が5,420万円で、前年度と比較して2,220万円の増。

2項出資金は1億7,967万839円で、前年度と比較して2,912万9,452円の減。

3項補助金は3,821万6,537円で、前年度と比較して3,116万1,648円の増。

4項負担金等は654万3,800円で、前年度と比較して53万6,309円の増となっております。

次に、下水92ページです。2番、支出の明細ですが、資本的支出は4億7,526万1,756円で、前年度と比較して568万9,459円の増加、増減率は1.2%の増となっております。

支出の内訳では、決算額は9,026万6,325円で、前年度と比較して4,891万3,979円の増。

2項企業債償還金は3億8,499万5,431円で、前年度と比較して4,322万4,520円の減となっております。

なお、この償還金に対して1,024万円は、繰上償還分を含んでおります。

ここまでが収益費用と資本的収支の明細でございます。

この後のページの固定資産、企業債明細書につきましては、前段で説明したのものでございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

最後に、決算書、下水104ページ、105ページは、参考であります。七飯町下水道事業の経営分析、財務分析表を掲載しておりますので、参考までに後ほど御覧いただければと思います。

以上で、令和3年度七飯町下水道事業会計決算の概要についての説明を終わります。

続きまして、資料要求について説明いたします。

指定された共通様式で説明させていただきます。

ナンバー2、8款土木費4項都市計画費3目公共下水道費は、下水道事業会計へ一般会計からの繰出金2億9,000万円となっており、前年度比で6,000万円の減でございます。

具体的な内容としましては、雨水処理負担金から始まって他会計出資金、4条までの部分であり、詳細については、事業決算の具体的な内容などを御参照願います。

指定様式3の収入未済額の状況ですが、表の上段は現年度分の内訳で、下水道使用料、雑収益、道補助金、他会計補助金、工事施工収入で、令和3年度調定等から発生した収入未済額は5,275万9,181円で、前年度と比べて338万7,086円の増となっております。

表の下段は、滞納繰越分の状況ですが、収入未済額は全て下水道料金となります。一番下の合計の欄でございますが、調定額合計4,148

万6,346円から収入額合計4,066万9,334円と、不納欠損額合計22万5,710円を差し引いた59万1,302円が収入未済額となります。年度別の内訳については記載のとおりとなっております。

次のページ、様式4の不納欠損処分の状況でございます。事由別では、生活困窮、居所不明、本人死亡等による事由で、89件、26人、金額22万5,710円の不納欠損処分を行っております。

なお、法的根拠につきましては、いずれも地方自治法第236条、金銭、債権の消滅時効によるものでございます。

以上で、提出した資料の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○平松委員長** 御苦労さまでした。

これより、質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○平松委員長** 以上で、上下水道課に対する審査を終了します。

上下水道課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

---

午後 3時25分 再開

**○平松委員長** 休憩以前に引き続き、再開いたします。

上下水道課長の説明、追加がありますのでお願いいたします。

**○池田上下水道課長** 下水道使用料改定に伴う収入見込額及び今後の見通しという情報提供資料をお手元にお配りさせていただきました。

それでは、説明に入る前に、下水道使用料に関する補正提案の際の質問に対し、説明が不足していたことについて、町民の皆様、委員の皆様におわび申し上げます。

また、このような貴重な時間を提供いただきありがとうございます。

なお、これから説明する内容については、先ほどの令和3年度下水道事業の決算は関係がないことをあらかじめ申し添えさせていただきます。

それでは、表題、下水道使用料改定に伴う収入見込額及び今後の見通しに関する情報提供資料ですが、簡単に説明しますと、下水道使用料の収入並びに第3回定例会で上程できなかった下水道事業に関する費用について、第4回定例会以降に補正していくという考え方についての説明資料となります。

まずは、下水道使用料の増収見込みの考え方についてですが、イにありますとおり、令和4年度下水道使用料改定、令和4年10月分に伴う増収見込額その1に関して、記載のとおり、経済産業常任委員会提出資料、令和4年1月18日。

2番、使用料の積算根拠及び増収見込額より、令和2年度決算額における下水道使用料を用い推計すると1年間で9,200万円程度の増収となると標記されておりました。

次に、こちらが大事なのですが、ロの見込額その2、七飯町議会令和4年第3回定例会、令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算(第2号)、下水道補正とありますが、提案時の考え方となります。

令和2年度ではなく令和3年度、直近のデータを基に試算をしております。ですので、9,200万円から8,858万5,000円に増収額の幅が変更となっております。

次に、この8,858万5,000円を単純に12で割るのではなく、実際に調定水量に基づく試算であるデータの数値、2,962万円を下水道補正の考え方の基本としております。

次に、ニに、2,962万円のうち、補正額は2,000万円だったことについての説明が不足しておりました。先ほどもおわび申し上げましたが、重ねておわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、収入増となる見込みの962万円、残りの部分について、収入、支出に関する事項として、1から4の項目で列記させていただいております。補正策定時には詳細な金額が確定されておりましたので、これらの点についても12月開催の第4回定例会までに必要な予算を精査し、議会に対して予算補正を提案する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、情報提供資料の説明となります。

以上でございます。

○平松委員長 ありがとうございます。

何か質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ないようですね。

課長、ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

---

午後 3時29分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

明日の審査の流れを説明いたします。

教育委員会の審議の後、今年度の決算審査において、町長総括質問を行うかどうかをお諮りします。

町長総括質問を行う場合は、15日木曜日の午後からとなりますので、明日、質疑内容の確認を委員の皆様と行いますので、各自で質疑内容をそれぞれ考えてきてください。15日、町長総括後に、決算認定について採決となります。

町長総括を行わないと決定した場合は、明日の審査終了後に採決となります。

以上、お知らせをいたします。

お諮りいたします。

本日予定しておりました審査は全て終了いたしました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時29分 散会

